令和２年度
社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
政　策　提　言　委　員　会

はじめに

昨年度末より感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模な活動自粛、緊急事態宣言の発出、感染防止に向けた新しい生活様式の提唱等、前例のない状況が続いています。

県では、医療崩壊を防ぐための医療提供体制である「神奈川モデル」の構築など、感染症に関する取り組みが進められています。本会でも新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付事業を県職員の応援や各市町村社協のご協力により実施し、コロナ禍の影響により生活に困窮した人々の支援を行う等、取り組んでまいりました。また、各社会福祉法人・施設では感染対策の工夫をしながら福祉サービスの提供や福祉活動の継続を行う等、各所にて協働による取り組みを進めていることに感謝いたします。

一方、コロナ禍に対応した取り組みを進める中で、本会部会・協議会・連絡会では県の所管課へ課題や要望を提言とし提出した他、感染症の影響に関するアンケートの実施や現場の状況等の情報共有を行う等の取り組みがなされました。前例のない事態に浮かび上がった新たな課題や、感染リスクへの対策や保障はどうあるべきなのか等、変化しつつある生活様式を踏まえて、これからの取り組みのあり方を考える必要がでてきています。

そこで、本年度の政策提言活動においては、課題把握調査票による共通課題を基にした提言だけでなく、コロナ禍に関する事柄も含めた課題の共有を図るべく、本提言集をとりまとめました。本紙では、新型コロナウイルス感染症に関する提言・要望と、地域共生社会の実現に向けた福祉課題に関する提言・要望の２つに分けて整理し、掲載しています。

この政策提言が、感染症を踏まえた活動のあり方の模索と、地域共生社会の実現に向けた福祉課題等について公私協働によって進めていく一助となることを期待しているところでございます。

最後に、本会の活動に対し引き続き、ご支援、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和２年９月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

会長　篠原正治

目　次

はじめに

目次

令和２年度提言集の編集にあたって　…　Ｐ１

第１部　新型コロナウイルス感染症に関する提言　…　Ｐ２

第２部　地域共生社会の実現に向けた提言　…　Ｐ４

本会に寄せられた提言・意見書

（1）新型コロナウイルス感染症に関する各団体の要望・取り組み　…　Ｐ６

（2）令和２年度課題把握調査票に基づく各団体からの提言　…　P36

令和 2 年度提言集の編集にあたって

本会は、様々な社会状況の変化や社会福祉の課題に対し、日頃から社会福祉の現場で活動している本会会員の声を施策に反映していくことをねらいとして、本会会長を委員長とした政策提言委員会を平成 23 年に設置しました。

以来、委員会では、社会福祉課題把握調査や各部会・協議会・連絡会の代表者へのヒアリング等を行いながら、会員からの声を基に政策提言集としてまとめ、国、県、全国社会福祉協議会等へ直接手渡しするとともに意見交換を行ってきました。

10 年目となる本年度の政策提言活動においても、課題把握調査の他、部会・協議会・連絡会へのヒアリング等を実施し、多様化・複合化する福祉課題や課題解決に向けた取り組みの事例等の共有を行うと共に、具体的な提言としてまとめ、発信する予定でした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本会部会・協議会・連絡会の会議等が中止や延期となり、各会にて調査のとりまとめを十分に行うことができなくなった他、ヒアリングや政策提言委員会を実施することができず、部会間や委員との意見交換や提言集掲載内容の検討を行う場を設けることができませんでした。

そこで本年度の政策提言集は、編集・発行までの過程を変更し、発行することといたしました。各会での新型コロナウイルス感染症に関する提言や取り組み、提出された課題把握調査票を基に事務局にてとりまとめ、政策提言委員会正副委員長の了解のうえ、次の通り掲載いたします。

◆新型コロナウイルス感染症に関する提言
◆地域共生社会の実現に向けた提言

第１部　新型コロナウイルス感染症に関する提言

昨年 12 月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症については、令和２年１月から２月にかけて県内でも感染者が確認されるようになりました。その後、感染拡大防止策として有効であるマスクや消毒用アルコール等の衛生用品が入手困難になったことや、企業・団体等では活動自粛により経営や事業活動に影響が出る等、さまざまな場面において前例のない事態が重なりました。感染防止策のひとつとしては「3 密（密閉、密集、密接)」の回避が、緊急事態宣言が解除された今も強く呼びかけられており、「ソーシャルディスタンス」等感染拡大防止の取り組みは普段の生活にも取り込まれています。

これらの動きは、社会福祉施設等での利用者の支援、民生委員児童委員による訪問活動等ほとんどの福祉活動に影響がありました。

福祉分野での取り組みには人が人を支えるところに大きな特徴があり、対人による援助や、対面で行う活動が基本となっています。感染症予防・拡大防止に向けた対策を踏まえながら、継続して業務や活動が行えるよう、さまざまな工夫により取り組みを進めていく必要があります。本会でも、国が提唱する「新しい生活様式」を基に、Web 会議の導入等の取り組みを進めているところです。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの動きを踏まえ、状況の長期化への備えとして、以下の通り提言いたします。

●正確かつ迅速な情報発信の仕組みづくり

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言の発令や感染拡大防止に向けた活動自粛等、前例のない事態への対応が求められました。感染症自体に関する情報、行政の対応についての情報は、福祉の現場で対策を立てるにあたって重要なものですが、情報が錯綜したことにより共有が難しく、対策を講じることが難航したところも少なくありませんでした。

コロナ禍でも、速やかに対策を立て、混乱することなくサービス提供や活動を継続することが出来るよう、行政に対して、社会福祉法人や施設、福祉団体等に向け、迅速な、そして分かり易い情報の提供を望みます。また、本会では会員を中心に福祉現場の状況、課題や必要な支援の情報を共有する仕組みづくりを進め、福祉関係機関・団体間の情報共有が速やかに進むよう努めていきます。

●社会福祉施設で職員が感染した場合の支援体制の整備

福祉サービス利用者の生活を守る為には事業の継続が不可欠であり、社会福祉施設等では、平時から行っている衛生管理対策を中心に据え、加えてさまざまな工夫によって感染防止に努めています。しかし、「3 密」回避が難しい現場であることや、感染した場合の重症化リスクが高い利用者がいること、さらにはもともとの介護等福祉人材不足もあり、ひ

っ迫した状況の中で対応している施設が多い状況です。

職員で感染者等が出た場合には、当該施設を経営する法人全体で、利用者の生活を守っていけるよう努めることとしています。

このような中、県では、コロナ禍の影響による医療崩壊を防ぐ為に実施された「神奈川モデル」の取り組みの一環として、「社会福祉施設等応援職員派遣等調整事業」を立ち上げました。施設等で感染者が発生した場合、他の施設職員が派遣され、利用者、とりわけ入所者の生活が維持できるよう支援する仕組みで、本会は本事業にかかる派遣可能施設の名簿作成並びにマッチングについて受託し、実施しているところです。

この事業では職員の感染に備えた社会福祉施設間による助け合いの取り組みを進めていると言える反面、感染者が発生した施設へ職員を派遣した場合の補償や感染対策はどうするのか等の課題は残っています。

そこで、県に対して、社会福祉施設が安心して運営継続が出来るよう、職員への手当や補償、施設への支援等の仕組みの充実について引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

●福祉サービスや在宅介護等の継続に必要な物品の確保について

感染症の流行下では、マスクをはじめとする衛生用品の品薄や価格の高騰が発生しました。この影響で、福祉サービスを提供する施設現場や在宅で介護を行っている家庭等では、感染症対策のために必要となる衛生物品を十分に確保することができない状況になりました。

社会福祉施設では近隣地域からの寄附等によって一時的に必要な物品を確保できたものの、安定した確保とは言い難く、この状況が長引いた場合には、感染防止対策がままならず福祉サービスの提供継続が危ぶまれるのではないかとの意見が挙がっています。また、在宅介護の家庭では外出を控えたことから、衛生用品の購入が難しい場合があり、深刻な問題であるとの意見があります。

そこで、緊急事態下でも福祉サービスの提供や在宅介護等が継続できるよう、行政に対して、福祉関係団体や必要としている家庭へ優先的かつ安定した衛生用品の確保ができる制度や仕組みを整備し、必要に応じて衛生用品の購入費の助成等、支援を行っていただくことを要望します。

第２部　地域共生社会の実現に向けた提言

少子高齢化が一層進み、単身や少人数世帯の増加等による家族機能の変化の中、地域住民が直面する福祉課題はより複雑化しています。令和元年 12 月には「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」による取りまとめが発出され、地域共生社会に向けた包括的支援体制のあり方が示されました。また、令和 2 年 6 月に改正された社会福祉法では「重層的支援体制整備事業」を新規事業として設け、複雑化・複合化する福祉課題の解決、制度の狭間にあるニーズへの対応に向けた取り組みを強化していくことが掲げられ、地域共生社会に向けた地域づくりはより一層重要な取り組みとなっております。

本会では令和３年度を初年度とした３ヵ年計画である次期活動推進計画について、これらの動きを反映した内容となるよう、策定を進めているところです。

そこで、本年度の政策提言活動においては、地域共生社会の実現に向け、課題や事例を共有し、具体的な提言として反映されるよう、課題把握調査を実施しておりました。部会・協議会・連絡会等から提出された調査票から取りまとめましたので、以下の通り提言いたします。

〇福祉以外の関連分野との連携・協働による活動の理解促進と仕組みづくり

本会が実施した課題把握調査票からは、福祉の分野だけでなく他の関連分野との連携・協働が必要であるとする声が見られます。社会福祉法人が行う公益的活動や市民によるボランティア・NPO 活動等には地域の企業や商店街との協働や空き家活用等のまちづくりに関する分野との連携、重篤なケアを要する利用者に対する福祉と医療等との連携等、多様な分野の連携・協働の必要があることが分かります。

福祉と他の関連分野との連携・協働に向けては、福祉現場の取り組みや多くの課題を関係者に知っていただき、福祉活動・事業への関心を高め、具体的な取り組みへの参加促進につなげていく必要があります。

本会では会員を中心に関係機関と協力しながら、具体的な活動内容の情報発信を強化すること並びに、具体的な課題を通して各地域での連携・協働の実践を進めてまいります。そこで行政においても福祉分野と他分野とがつながり、連携・協働がより円滑に図られるよう行政内での情報共有と活動への支援をお願いいたします。

〇県による包括的支援体制の構築に向けた、リーダーシップの発揮の必要性

社会福祉法の改正を受け「重層的支援体制整備事業」が市町村行政を主体に展開されていくことになります。包括的支援体制の構築や地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるにあたっては、これまでに地域との連携や総合相談支援の実績のある市町村社協が役割を発揮し、行政との連携・協働によって事業に取り組んでいくことが必要とされています。

本会では、次期活動推進計画の策定作業の中で、市町村域における包括的支援体制構築に向けた情報提供や人材育成を推進するとともに、県域・広域の課題に対するテーマに応じたネットワークの拡充、実践の推進に取り組む方向で検討を進めています。

県におかれましては、県域・広域的課題に対し役割を明確にし、「重層的支援体制整備事業」を展開していく市町村に対しリーダーシップをもって取り組みを推進するとともに、これから改定される地域福祉支援計画において、県域・広域的課題に対する計画期間の取り組み内容を反映していただくことを要望いたします。

〇地域の担い手の拡充と福祉人材の確保・定着・育成の一層の推進および強化

地域共生社会の実現に向けて包括的支援体制の構築をはじめとしたさまざまな取り組みが進みつつある中、地域の担い手の拡充は必要です。現在、担い手の高齢化や後継者の確保がどの地域にも共通の課題として挙げられており、新たな活動スタイルの提案、働きながら地域活動ができる環境整備等を進めながら、新たな担い手を発掘する必要があります。

社会福祉法人・施設、事業所においては、創意工夫により求職者が安心して業界に飛び込んで行けるよう取り組んでいることをオンラインの環境を用いて情報発信しています。こうした取り組みを幅広く知ってもらえるよう、公私協働によって進めていくことが求められています。また、働きながら学び続けることのできる職場環境を構築するために必要な人員体制等を含め整備していくことも必要です。さらに、身近な「地域」で充足できない課題に対しては、隣接する「地域」、さらには県全域で共有を進めるための重層的な体制を構築し、そのための整備に向けたサポートを県や市町村行政に求めていきたいと考えます。

そこで、本会では会員を中心に社会福祉法人・施設と連携し、新しい生活様式に則した工夫をしながら、地域の担い手の拡充、および福祉・介護人材の確保・定着・育成に向けた取り組みを引き続き進めます。行政におかれましては、これらの取り組みを推進していけるよう、より一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

本会に寄せられた提言・意見書

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する各団体の要望・取り組み

令和２年７月２８日

神奈川県福祉子どもみらい局
局　　長　　橋本　和也　様

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
経営者部会部会長　　小泉　隆一郎

新型コロナウイルス感染症への対応にかかる要望

神奈川における社会福祉の推進におかれましては、日頃より多大なるご理解とご尽力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、福祉サービス等が必要なご利用者等の生活を守るために、福祉施設・事業所ではサービスの継続ならびに感染防止にむけた最大限の取組を行っているところです。

一方で、地域における福祉施設の一部に感染が発生しており、第２波への懸念等、厳しい状況が中長期にわたることが想定されます。

ついては、福祉サービスが必要な方々やご家族が安心して利用を続けるために、自治体および医療関係者等との連携をはかりながら、各地域のサービス提供・事業が継続できるよう下記の事項を要望いたします。

１　施設内クラスター発生時の対応について

感染（疑いを含む）が福祉施設・事業所で発生した際の対応方法、指導等の流れについて、情報の共有をお願いいたします。

本格的な経済活動が再開する中、感染発生のリスクは高く、基本的な感染予防の徹底と同時に、万が一、感染が発生した際の事業継続について方針と対策を検討すべく参考とするために、事前の情報提供をお願いします。

２　福祉施設・事業所の従事者へのＰＣＲ検査の実施について

介護、保育、障害など、福祉サービス等を提供する対象は異なっても、サービスの基本である直接的なふれあい、支援を欠くことはできません。

特に、福祉施設・事業所のご利用者は感染症リスクが高く、重症化防止のため、感染発生時の検査は必須として、クラスターを未然に防ぐ観点から、福祉施設・事業所に従事する職員への優先的なＰＣＲ検査の実施について、安心安全な生活環境、サービス提供の継続に向けた検査体制の確立等について早急な対応をお願いいたします。

事務担当は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当 藤嶋
TEL045-311-1424　FAX045-320-4077
E-mail　sisetu@knsyk.jp

令和２年　４月２４日

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部長　　水町　友治　　様

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
老人福祉施設協議会　会長　鈴木啓正

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策について（お願い）

神奈川の高齢福祉の増進に関しましては、日頃より多大なるご理解とご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本協議会会員の高齢者福祉施設では、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みを進めているところでございますが、貴職におかれましても、次の事項への対応に関してご配慮くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　情報の共有について

現在、これまで経験したことない緊急事態を受けて、法人・施設単位での対応を求められていますが、感染に関する具体的な情報も限られております。

感染の発生した高齢者福祉施設の所在地や罹患の状況、感染に備えた対応、感染発生後の施設の対応や感染拡大防止に向けた考え方等、施設運営にあたり参考となるような情報について、迅速な情報共有をお願いいたします。

２　感染症対策に係る衛生物品について

マスクや消毒用アルコール等の衛生物品が入手困難な状況が続いております。また、感染が発生する前と後では、必要となる衛生物品等も異なります。こうした状態が続くほど、利用者や職員の感染予防対策を十分図った上で、サービスを提供していくことは困難となっていきます。

そこで、感染リスクの高い高齢者福祉施設に対して丁寧なヒアリング等を行い、これに基づき衛生物品等の優先的確保を行うとともに、高騰する購入費の補助等について検討をお願いいたします。

事務担当は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当 加藤
TEL045-311-1424　FAX045-320-4077
E-mail　sisetu@knsyk.jp

令和２年　５月１１日

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部子ども家庭課長　長谷川愉　様

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
児童福祉施設協議会　会長　鶴飼一晴

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策について（お願い）

神奈川の児童福祉の増進に関しましては、日頃より多大なるご理解とご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本協議会会員の児童福祉施設では、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みを進めているところでございますが、貴職におかれましても、次の事項への対応に関してご配慮くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　情報の共有について

現在、これまで経験したことのない緊急事態を受けて、法人・施設単位での対応が求められていますが、感染に関する具体的な情報も限られております。

感染への備えや感染発生後の対応、感染拡大防止に向けた考え方等、施設運営にあたり参考となるような対応策等の情報や行政からの支援内容について、迅速な情報共有をお願いいたします。

２　感染症対策に係る衛生物品等の確保・検査の実施について

マスクや消毒用アルコール等の衛生物品が入手困難な状況が続いております。また、感染が発生する前と後では、必要となる衛生物品等も異なります。長期的な視点に立ち子どもたちや職員の感染予防対策を十分に図っていく必要があります。

そこで、児童福祉施設に対して丁寧なヒアリング等を行い、衛生物品等の優先的確保を行っていただくとともに、安心安全な生活環境の維持に向けた検査体制の確立等について早急な対応をお願いいたします。

事務担当は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当 加藤
TEL045-311-1424　FAX045-320-4077
E-mail　sisetu@knsyk.jp

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会介護老人保健施設協議会　新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート調査結果

【調査期間】令和２年７月２２日～８月４日　　【回答率】８２％（会員５１施設・回答４２施設）

１　事業者の要請及び濃厚接触者の発生状況について

42件回答　　1-①　陽性となった方がいましたか。

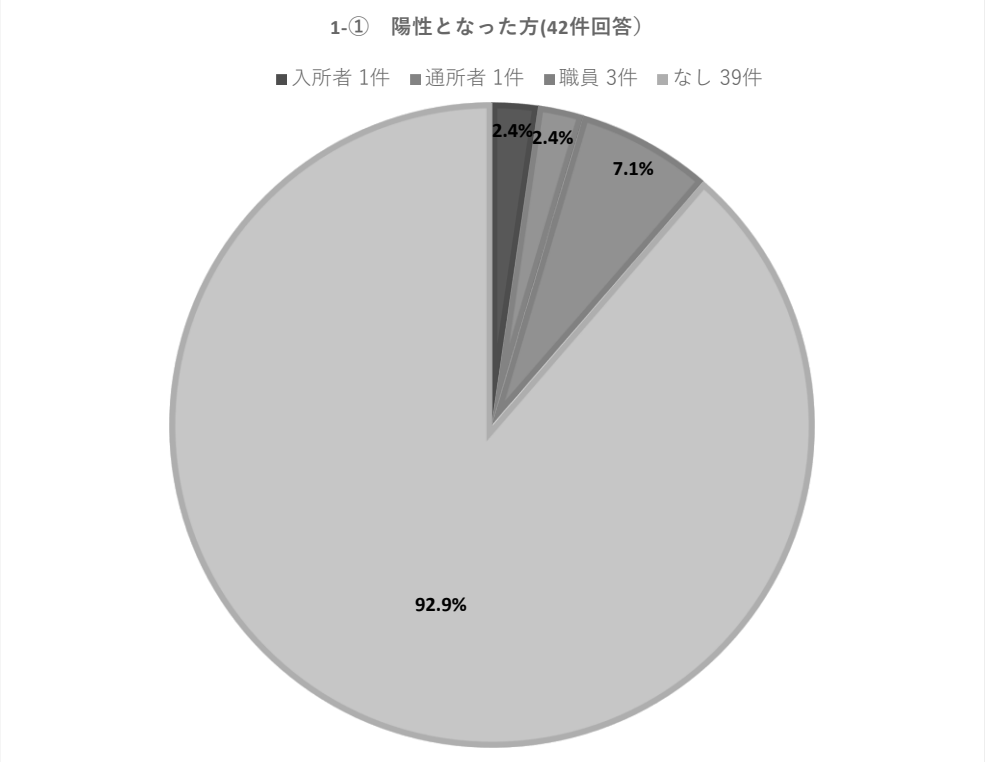

42件回答　　1-②　濃厚接触者の判定された方はいましたか。

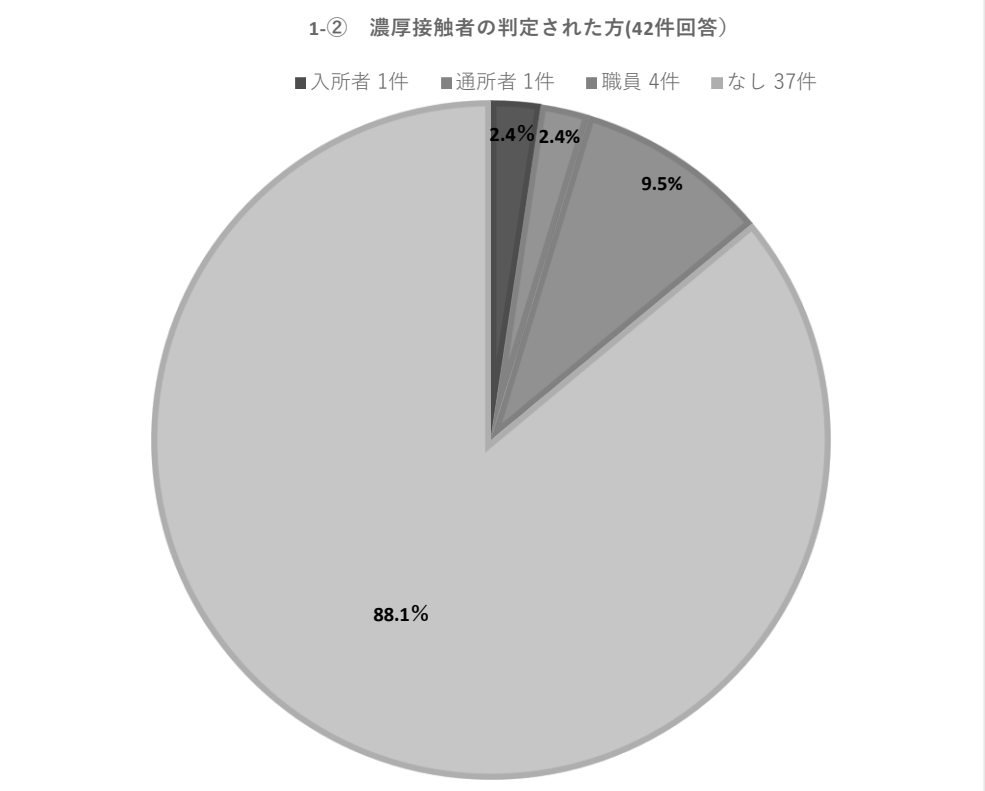

41件回答　　1-③　感染が疑われて対応が必要となった方はいましたか。

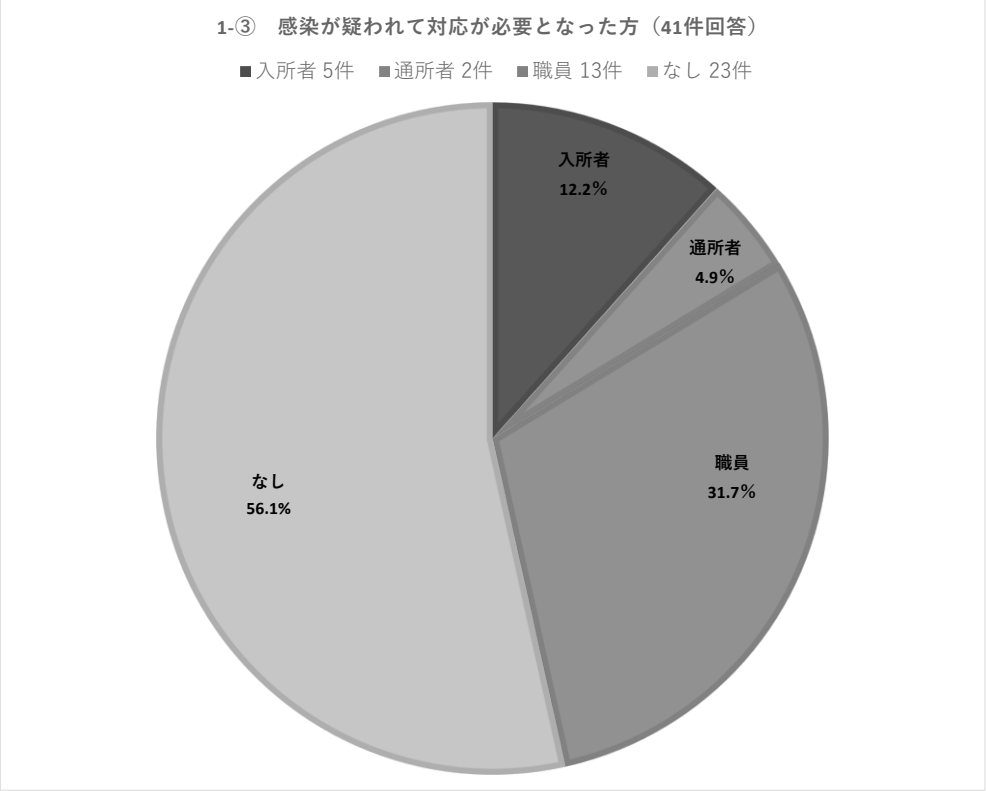

2　新型コロナウィルスの事業所運営への影響について

39件回答　　2-①　前年同月分と比較し、事業収入が減少した部門はどれですか。

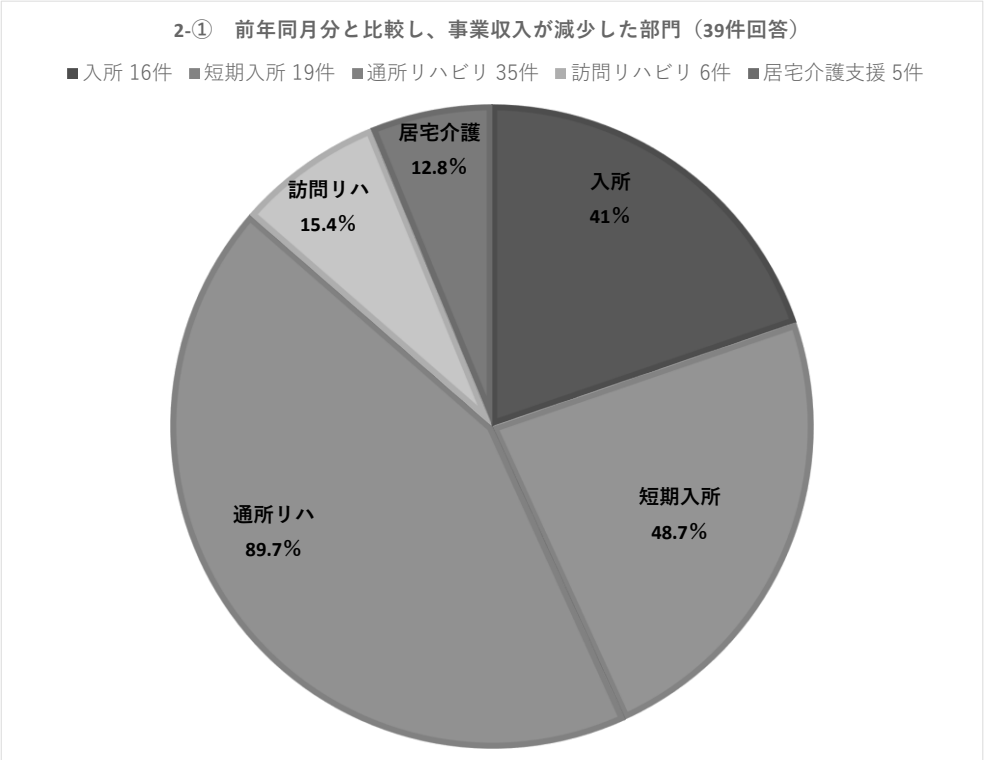

23件回答　　2-②　事業所から利用の自粛・受け入れ制限・一時中止の働きかけをした部門はどれですか。

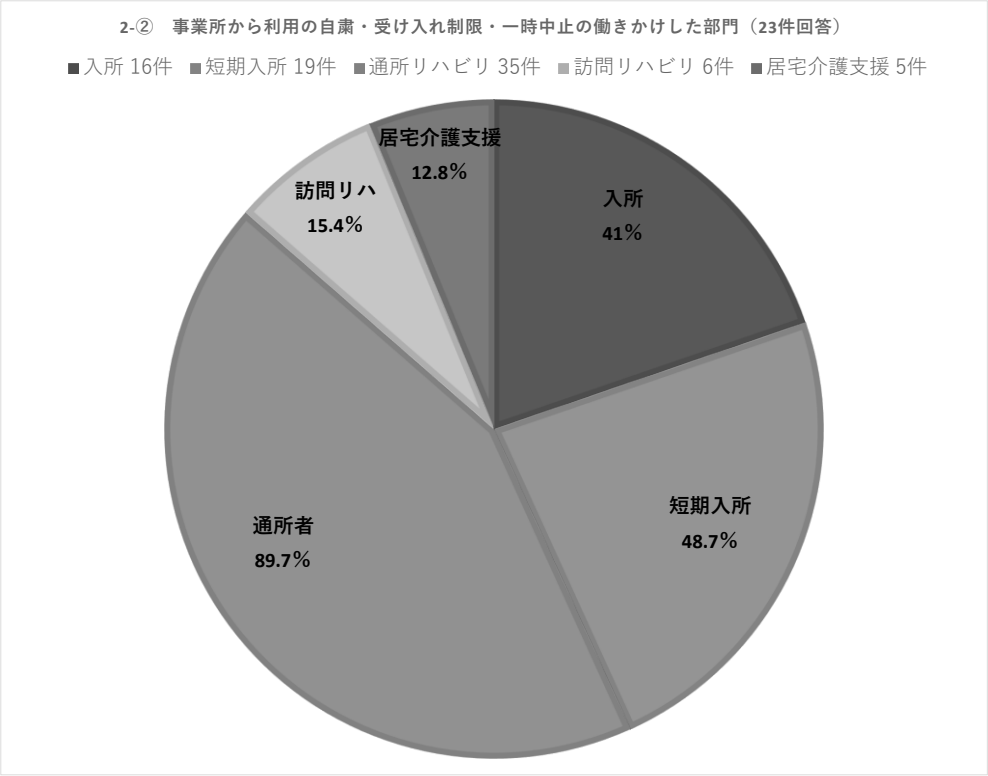

40件回答　　2-③　利用者から利用控えのあった部門はどれですか。

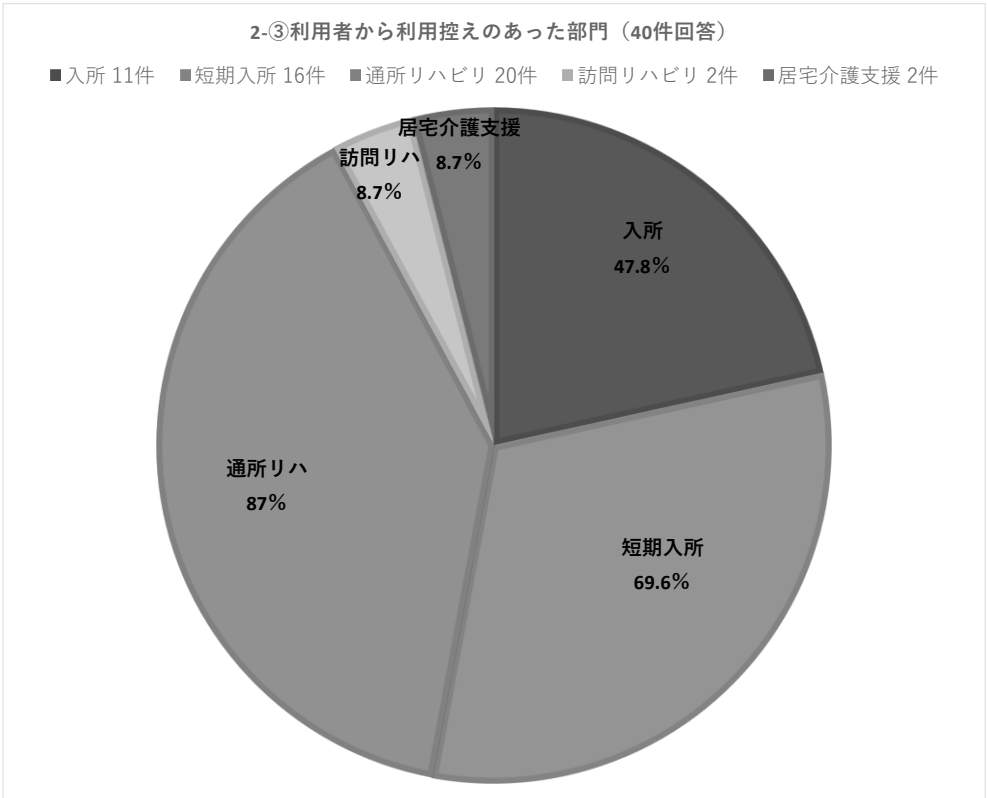

23件回答　　2-④　ケアマネジャーから利用控えのあった部門はどれですか。

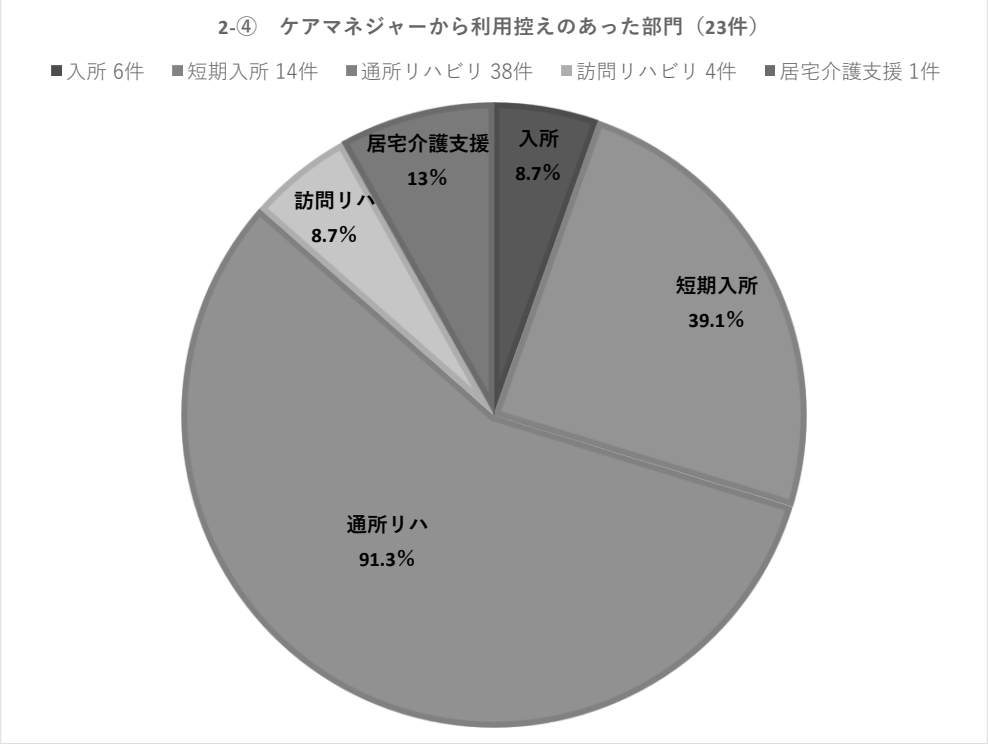

42件回答　　2-⑤　前年同月分と比較し、事業支出が特に増えた支出はどの費用ですか。

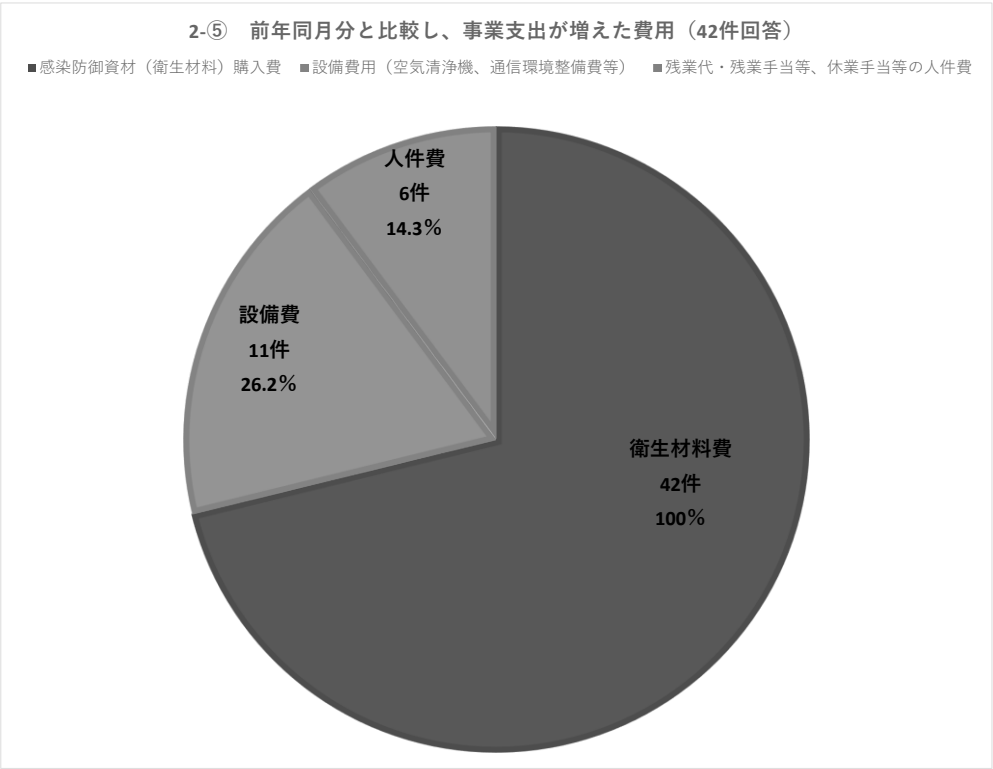

29件回答　　2-⑥　事業収入が減少した原因を教えてください。

1.受け入れ制限と利用控え
2.通所リハ利用者の利用控え（感染の恐れ）
3.利用者からの利用控え及び利用制限
4.利用控えをしたご利用者がいらっしゃったため
5.通所リハビリ利用者の自粛
6.利用控えによるサービス利用者の減少
7.利用者よりサービス利用の自粛があったため
8.施設及び通所に関して新規受入の中止したことと利用者からの自粛や発熱による待機等による一時中止が増加した
9.デイケア・ショート利用者がコロナ感染の不安から利用を控えた
10.通所と訪問リハビリの稼働率の低下のため
11.通所・短期入所共に利用控えや、感染症予防の為に受け入れ自粛を行った
12.通所リハビリテーションの利用者減少
13.利用者の減少
14.通所リハ及び訪問リハの50日間の休業
15.コロナ感染拡大に伴い特に入所者及び通所者の一時停止など制限をかけたため
16.利用率の低下
17.稼働率の低下
18.人件費
19.利用者数の減少
20.入所人員の減少・利用人数の減少
21.入所及び通所の稼働率が下がった
22.コロナ関係で積極的な入退所が困難となったため
23.入所申込者の減により、退所後の空所が多くなった
24.①医療機関の新規患者減による老健への新規入所者の減少
　②通所リハの利用控え
25.新規利用者様が増えない
26.衛生材料の値上がり、使用料の増加
27.入所及び通所リハビリの依頼が減った。利用回数も減少した
28.新型コロナウィルス感染防止対策を徹底した結果
29.入所微増、通リハ減少　ほぼ前年並み

3　事業の中止もしくは自粛について
39件回答　　3-①　サービスを中止もしくは自粛する場合の判断とタイミング、
利用者への代替サービスの調整と確保についてあらかじめ
事業所内でルールを決めていますか。

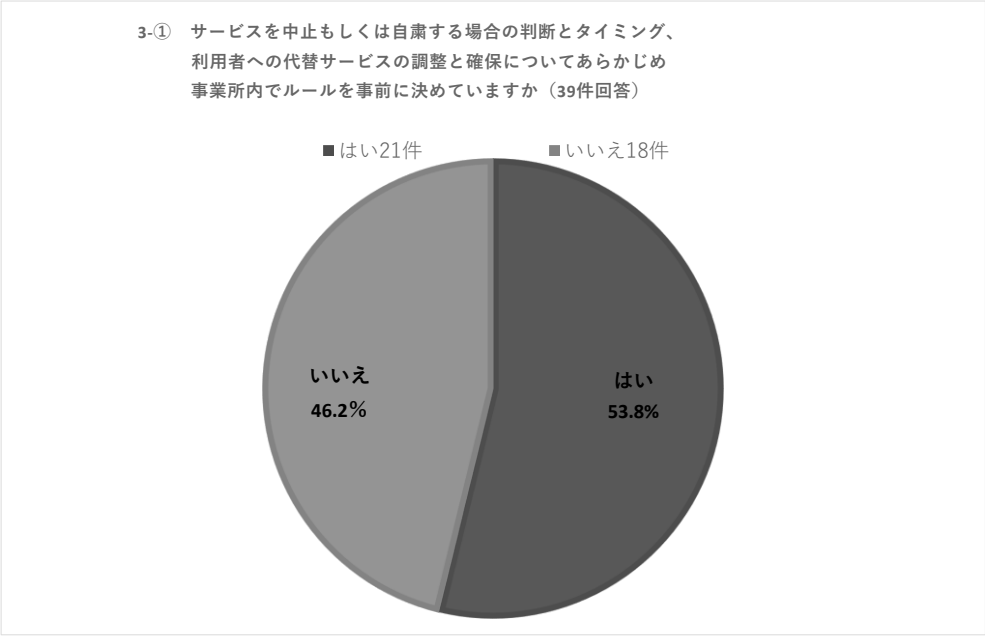

31件回答　　3-②　サービスを再開するにあたって、利用者による利用控えがありましたか。

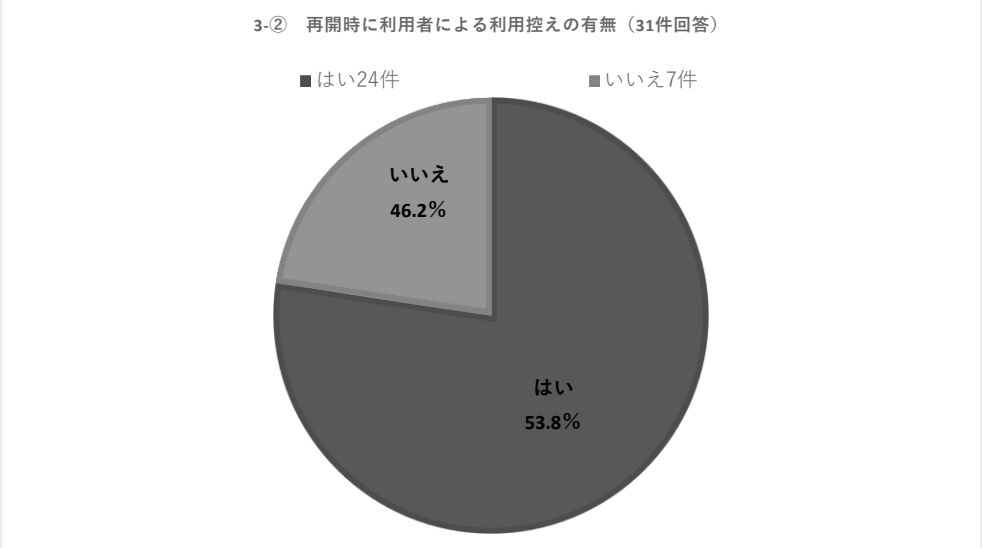

4　新型コロナウィルスに関する職員の就業状況への影響について

4-①　休園・休校中の子どもの世話や介護、家事等に伴う就業調整がありましたか。

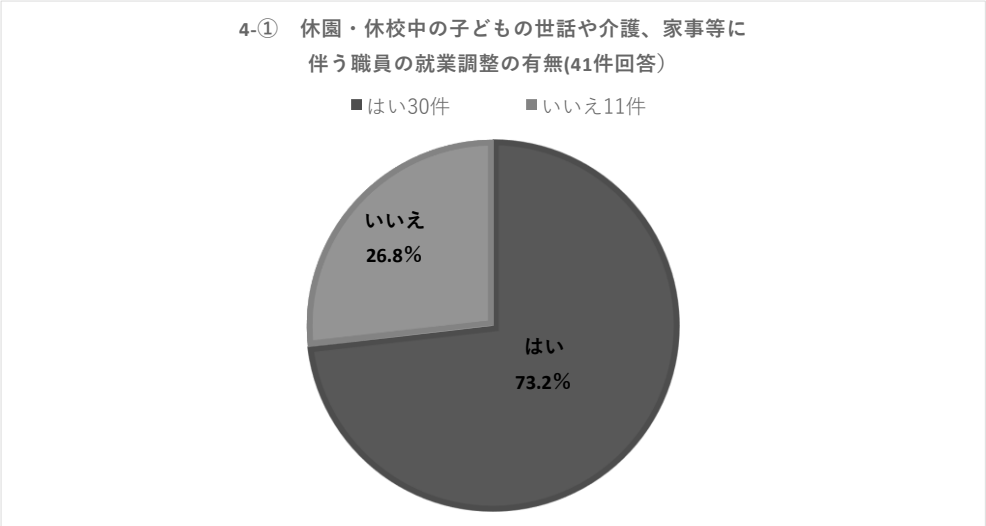

4-②　職員と同居する人の体調不良、感染や濃厚接触に伴う就業制限がありましたか。

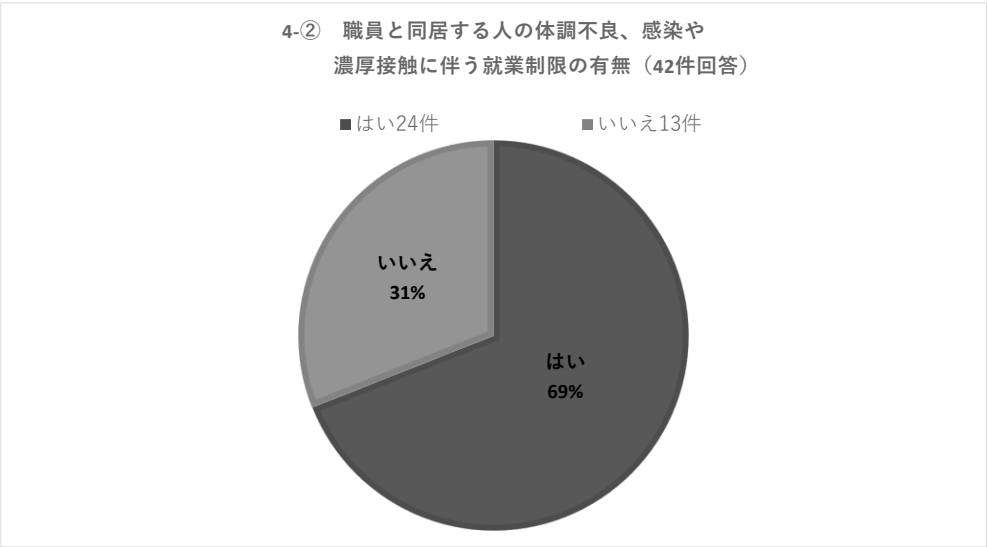

4-③　職員と同居する人の感染不安による就業調整はありましたか。

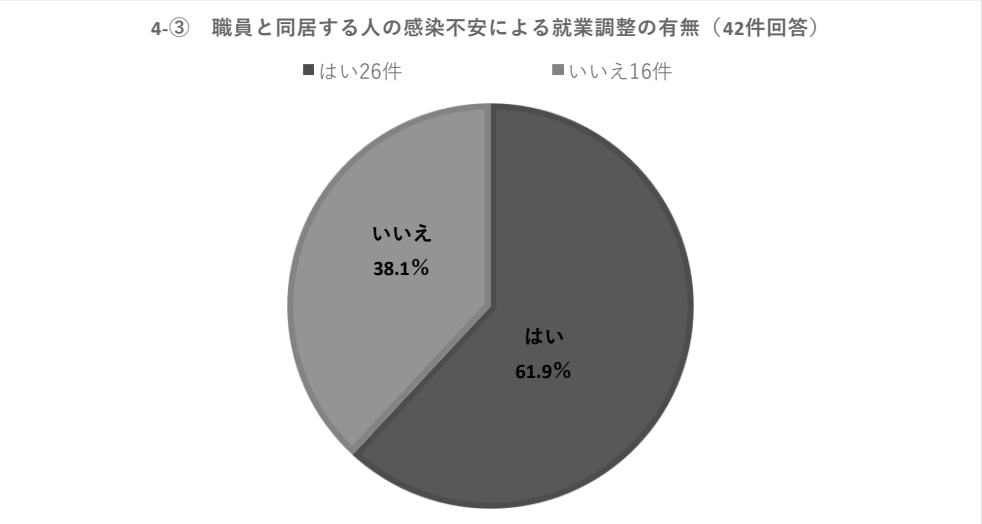

5　新型コロナウィルスの影響により増えた業務は何ですか。（複数回答）

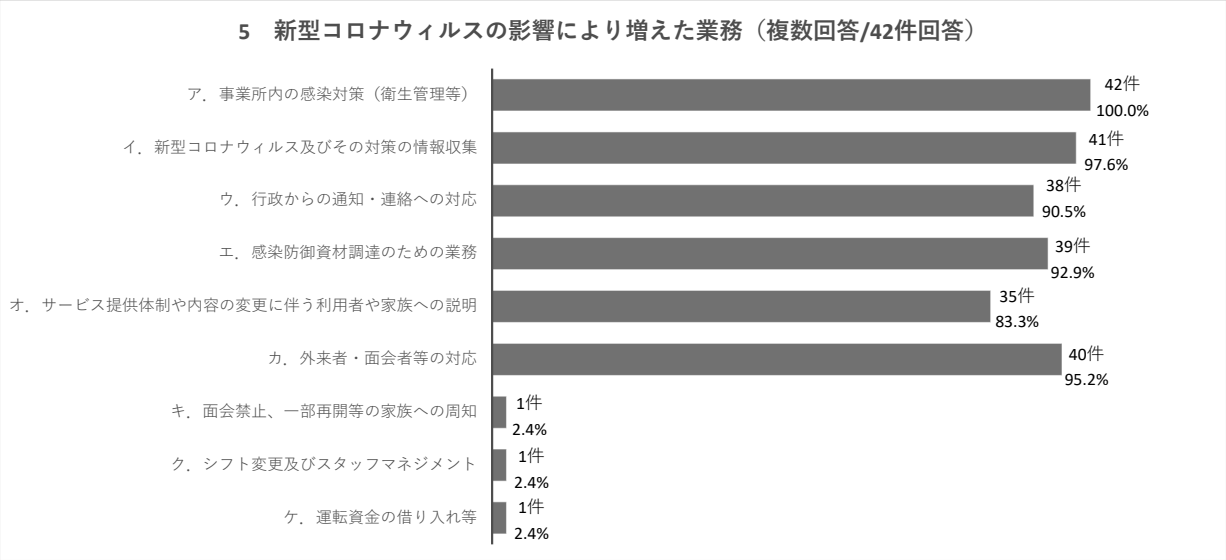

6　新型コロナウィルス感染予防について

6-①　PCR検査は導入する考えはありますか。

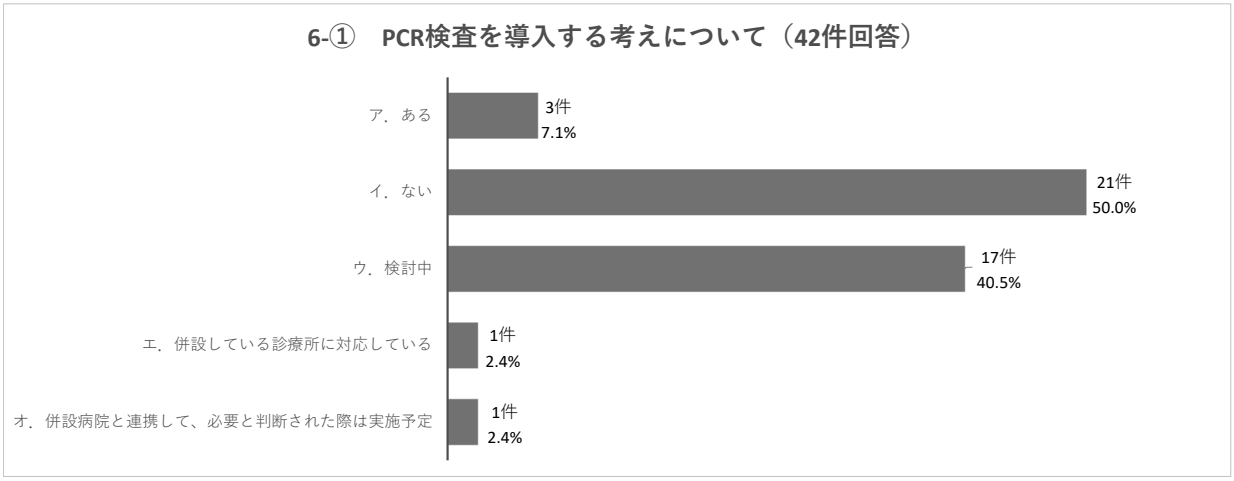

6-② ご家族の面会状況について

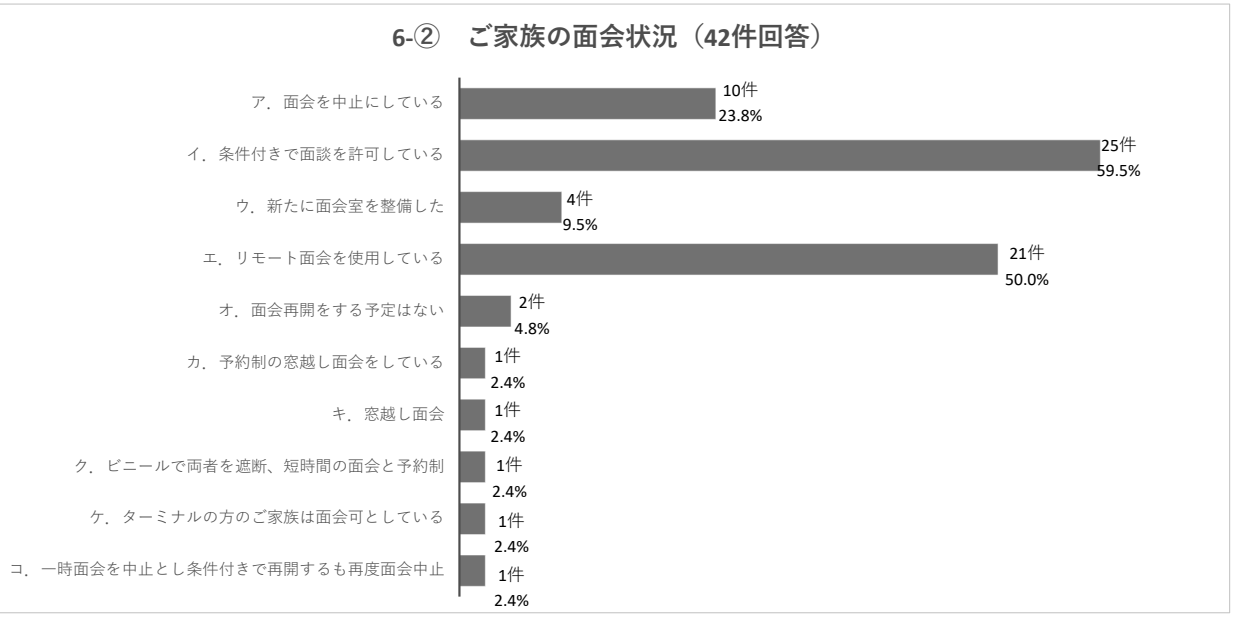

7 新型コロナウィルスに関して求められる支援や環境整備について整備済み（整備予定を含む）であるものを教えてください。

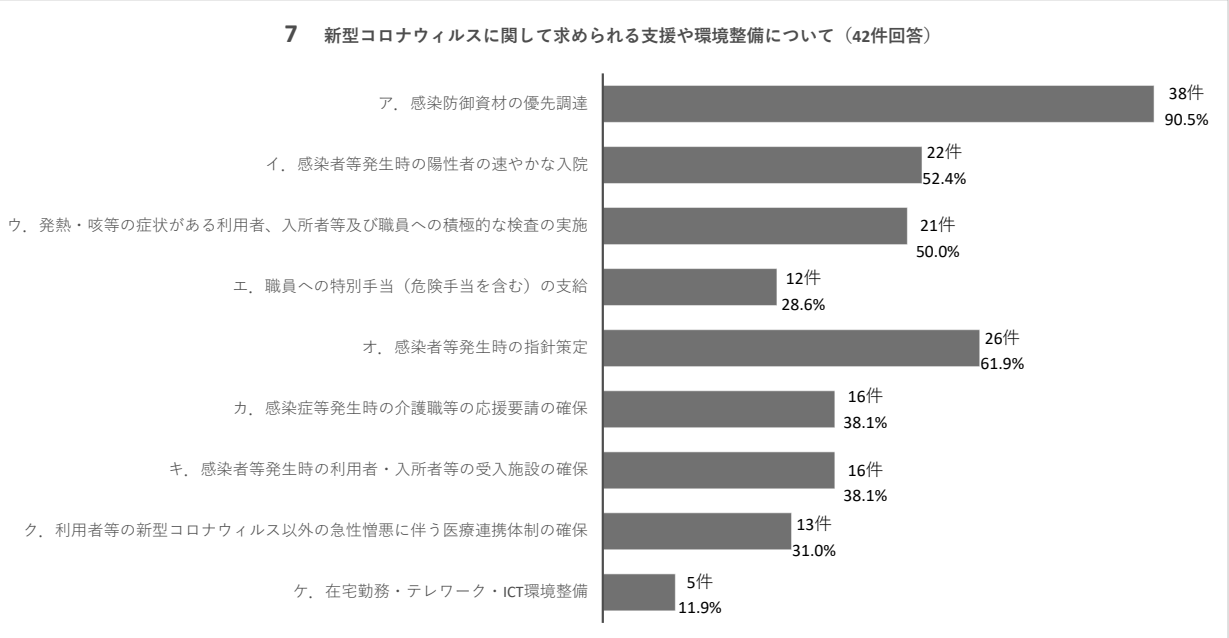

8 連絡・コミュニケーションの手段として使用しているものは何ですか。

8-① 職員に対して

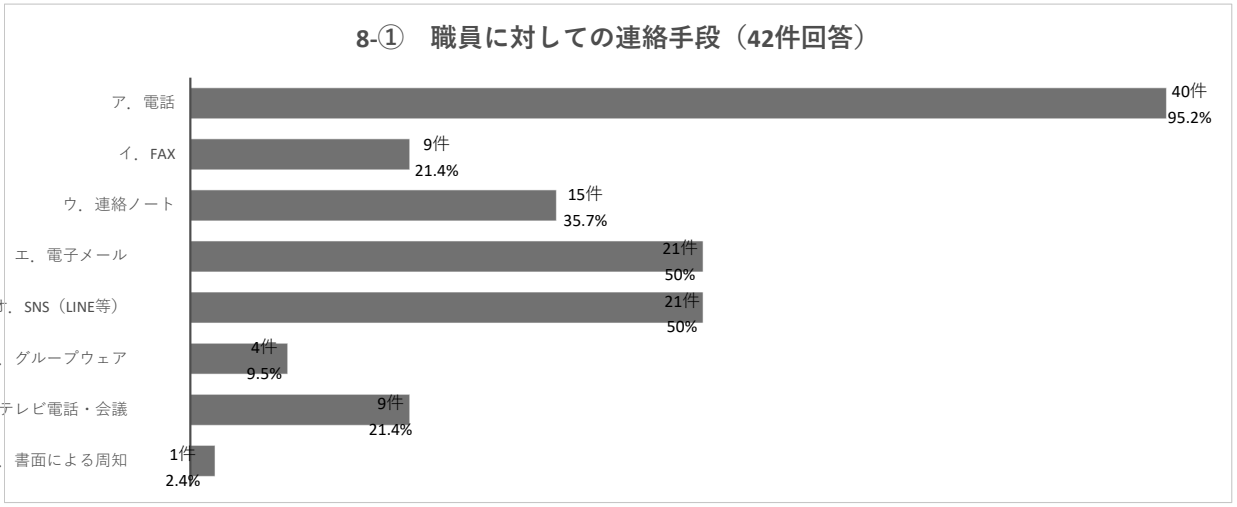

8-② 施設から利用者に対して

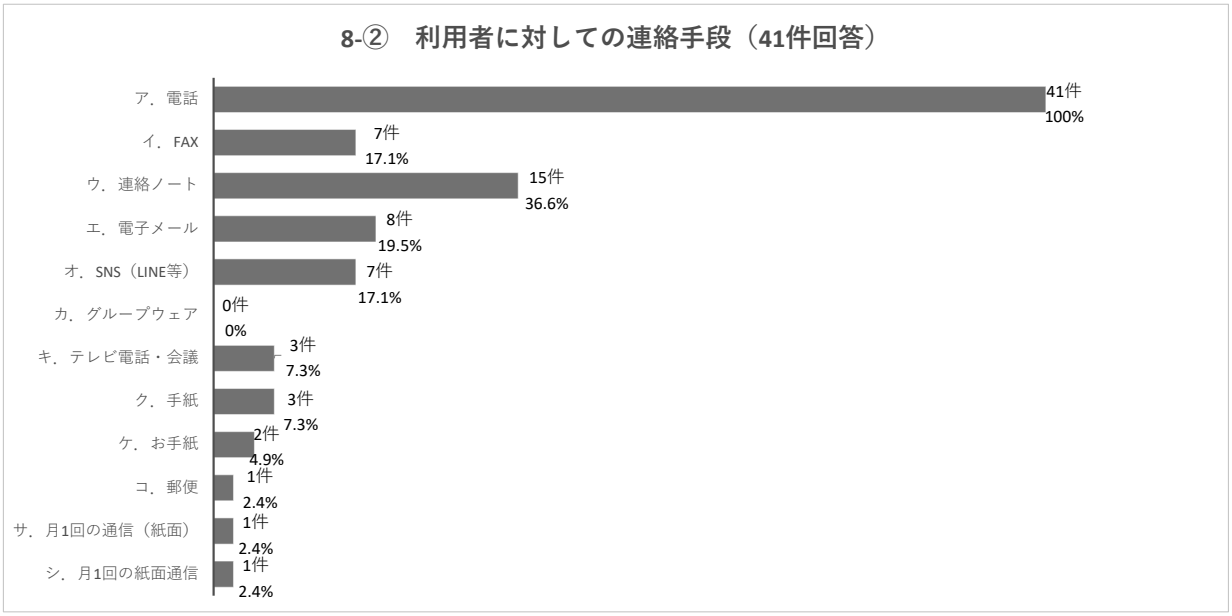

9 感染症対策の取り組みや支援の工夫等、現在取り組んでいるものはありますか。

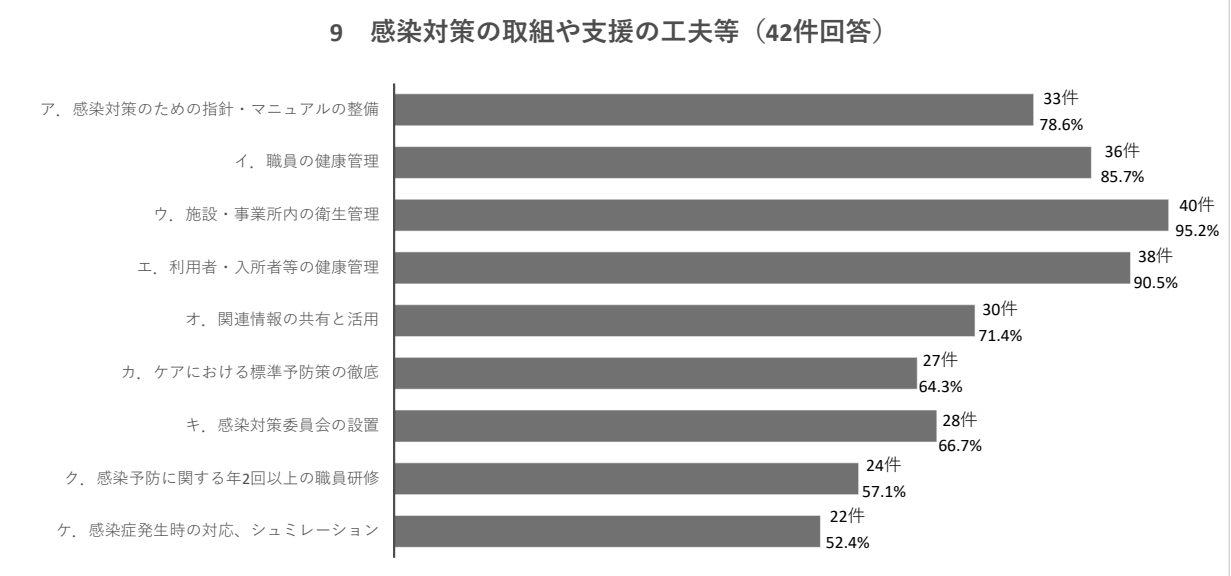

10 BCP（業務継続計画）について、災害の発生や感染症の拡大が懸念される場合に備えたBCPの策定状況を教えてください。

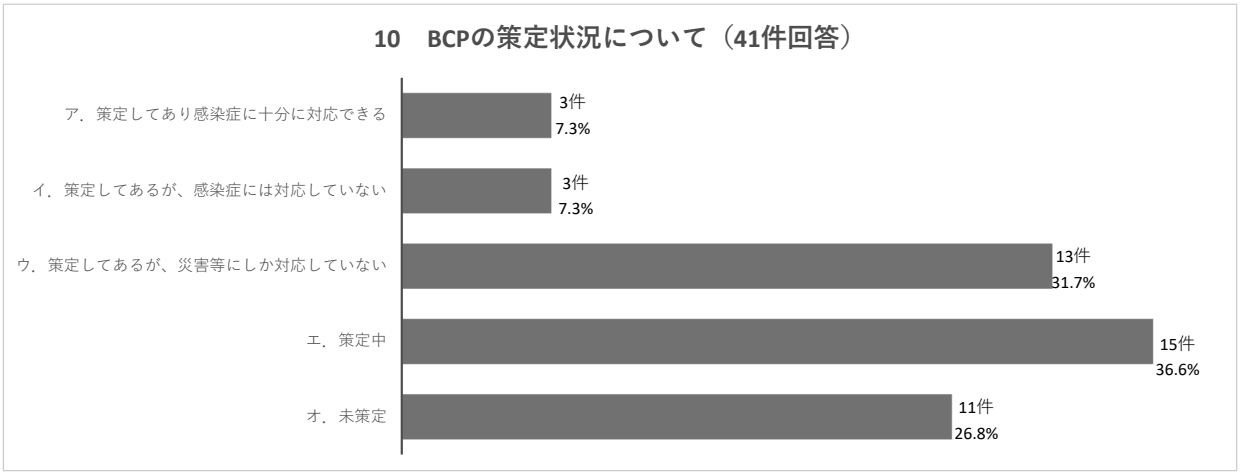

11　情報公開について、施設のホームページの活用について伺います。

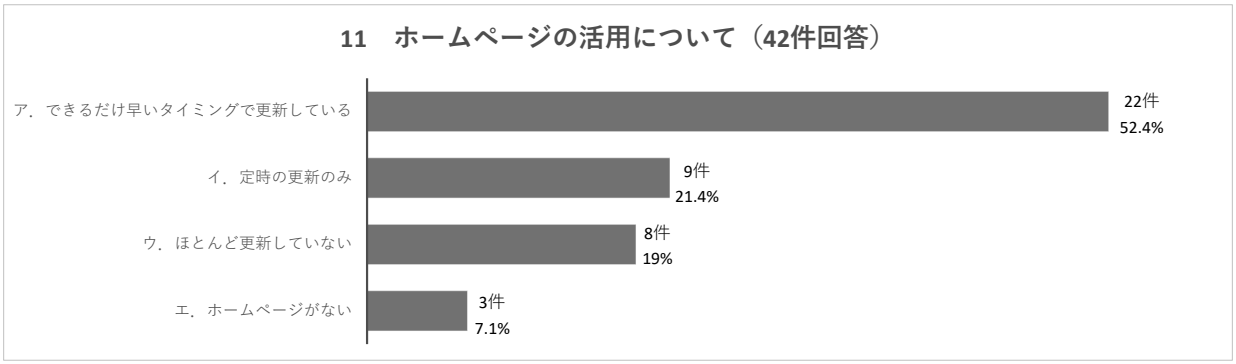

12　その他、新型コロナウィルス感染症が発生した施設への対応について、あてはまる内容はありますか。

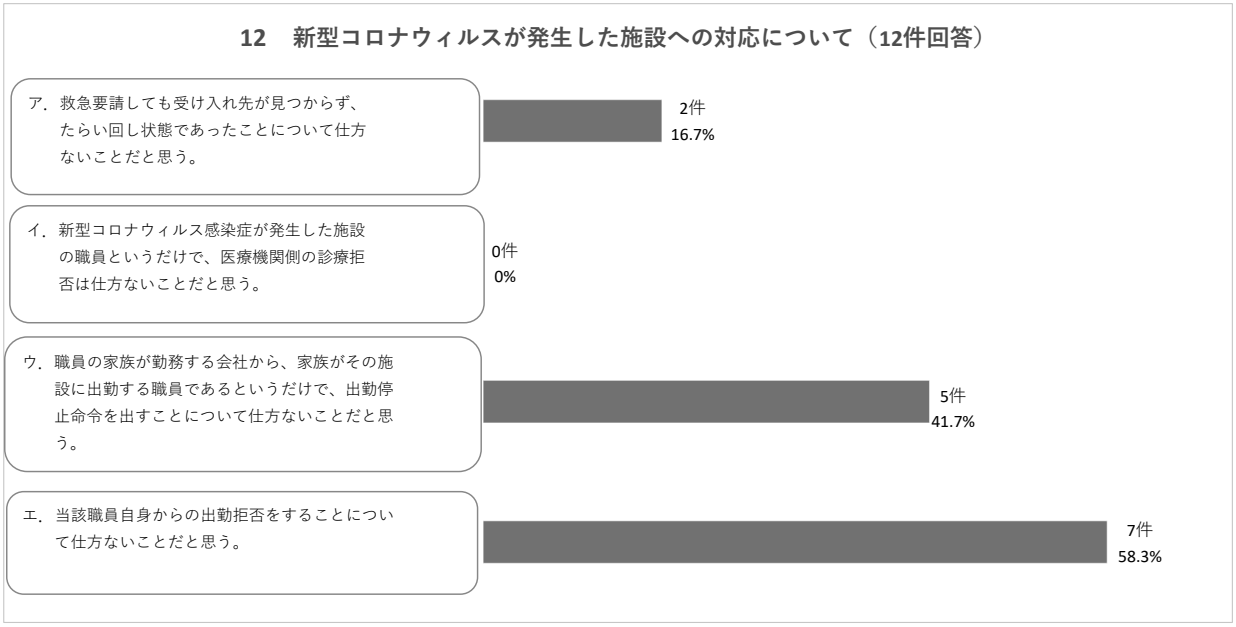

13　最後に、皆様の自由なご意見等をお聞かせください。（10件回答）

1．行政主導による施設間の相互援助協力体制の構築が成ればありがたい

2．地域のニーズがあるため、新規利用者も受入継続していますが、いつも感染の恐れと隣り合わせで運営していることへの物資・資金両方の手厚い補償を望みます。(世の中はリモートワークを推奨しているが、介護は絶対不可能。）感染管理の視点で言えば、全利用者にＰＣＲ検査をして受入をしたいところです。

3．医療機関が優先されるのは理解しているが、施設で働く職員に対しても優先的にＰＣＲ検査等をしてほしい。不安を抱えて仕事はできない。12番に関しては仕方ないと位置づけるのは職員に対して申し訳ない。行政も仕方ないで片づけないで一般に理解をしてもらうよう働きかけてほしい。医療、施設で働いているものは使命感に動かされて仕事をしている中、疲弊してしまう。

4．老健施設に従事していて、一度感染者を出した施設だからこそ言えるのかもしれませんが、差別や偏見を痛感しました。地域の医療機関においても協力体制どころか相手にされません。ましてや一般の方々には到底理解できないことが現実である。正しく恐れるなんて浸透していません。一度コロナを出した事業所が当分そのレッテルがついて回ります。しかしながら、様々な関係団体から衛生材料のご寄付やお見舞いを頂戴し大変感謝しております。住民やご利用者の中には、再開を気にかけて心配してくれる方々ばかりで涙がでます。

5．「新規利用者はPCR検査を行う」と言うような決まりが出来れば職員も利用者も安心して利用できると思います。

6．①入居施設においては利用者に感染の疑いがある時点で隔離・観察ができるよう早期に医療機関や専門の受入れ施設での対応が出来るようお願いしたい。何等か症状がある時点で他の利用者とは別施設に移すべきである。施設居室の個室化その他補助制度についても、施設で様子を見る前提となっていることが間違っている。
②市中感染者及び濃厚接触者に近しいところ（同居者等）に介護サービス利用者がいるかの確認、いる場合には市または関係機関への注意喚起など情報提供が欲しい。

7．補助金をいただきたい。

8．今後についても、介護事業所や従事する職員に対して積極的に支援をお願い致します。

9．一日でも早い終息を願っております。

10．早く終息することだけを願います。

【保育協議会】

●緊急事態を想定した近隣保育所連携体制の確立

今回の新型コロナウイルスに関する影響等を踏まえ、今後は災害時対応や感染症対策等の様々な緊急事態を想定しながら、長期的な視点での近隣保育所連携体制等について検討していくことが必要となっている。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言発令後は、保護者の在宅勤務等に伴って、保育所によっては定員の３割程度の利用に留まり、在宅勤務となる職員も多くなっています。今後は第２波、第３波、地震や風水害なども予想されることから、職員が不足する近隣保育所への応援体制が市町村域において確立されることが求められており、市町村域で保育所の利用状況や在宅勤務職員の状況、災害による施設の状況等を把握しながら、感染や災害が発生していない近隣保育所への応援職員の派遣や職員・園児の受入れ等ができるような仕組みについて検討していただけるよう提言する。

社会就労センター協議会

緊急事態宣言後の運営についての調査

設 問

質問		回答区分
Q1	事業所名	必須
Q2	生産活動の収入(売上)額について	必須
	増加した	Q5へ
	変動なし	
	減少した	Q3へ
Q3	減収(減額)はどの程度見込まれますか	Q2で減少と回答
	1割以下	Q4へ
	2割以上3割未満	
	3割以上4割未満	
	4割以上4割未満	
	5割以上	
Q4	工賃の支払いについて	Q2で減少と回答
	工賃支払い額は従前を維持する予定	Q5へ
	工賃変動積立金を活用する予定	
	自立支援給付を工賃にあてる予定	
	工賃の支払い額を減らす予定	
	その他	
Q5	入所、通所の区分	必須
	入所のみ	Q8へ
	通所のみ	Q6へ
	入所および通所	
Q6	利用者の通所の状況について	Q5で通所のみ、入所および通所と回
	通常どおり通所の受入をしている	Q8へ
	利用者の一部が通所を自粛もしくは自宅待機している	
	利用者の半数程度が通所を自粛もしくは自宅待機している	
	利用者の一部が通所している	Q7へ
	利用者全員が通所を自粛もしくは自宅待機している	
Q7	生産活動の継続状況について	Q6で利用者の一部が通所、利用者全員が通所を自粛もしくは自宅待機と回
	利用者が作業に従事して生産活動を継続している	Q8へ
	職員が作業に従事して生産活動を継続している	
	アルバイト等を臨時に雇用して生産活動を継続している	
	生産活動を停止した	
	受注を断った	
	その他	
Q8	自由記載	

回答の集計

回答数	35

生産活動の収入(売上)額について

減少した	29
変動なし	6
計	35

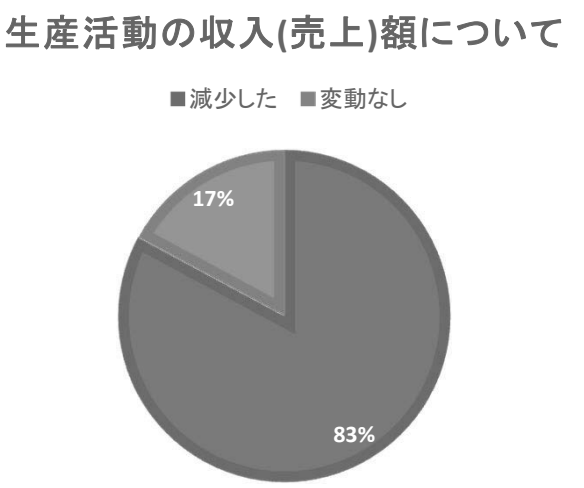

減収(減額)はどの程度見込まれますか

5割以上	10
4割以上5割未満	7
2割以上3割未満	4
3割以上4割未満	5
1割以下	3
計	29

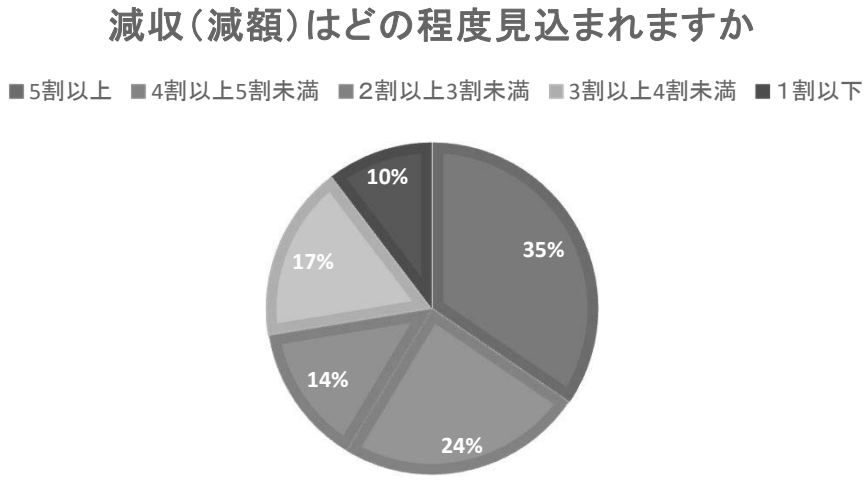

工賃の支払いについて（複数回答可）

工賃支払い額は従前を維持する予定	17
工賃変動積立金を活用する予定	6
自立支援給付を工賃にあてる予定	3
工賃の支払い額を減らす予定	8
まだ未定	1
計	35

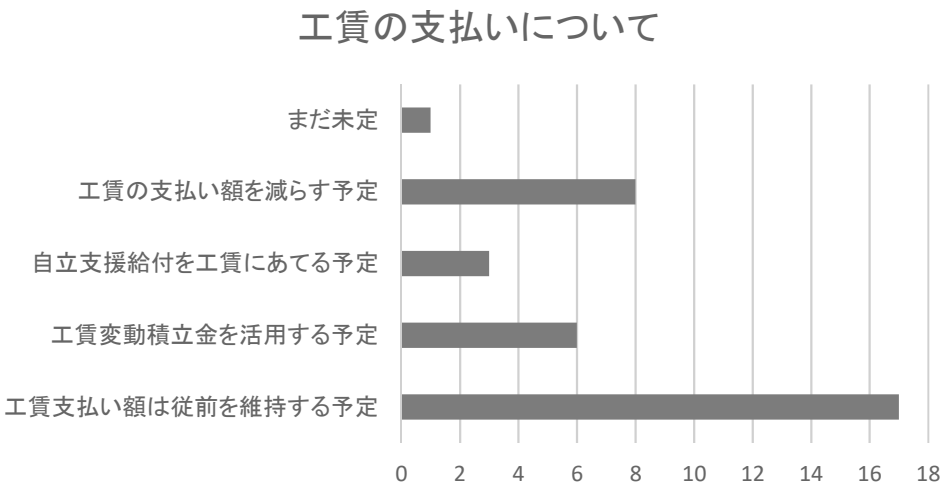

入所、通所の区分

通所のみ利用している	28
入所と通所の利用がある	7
計	35

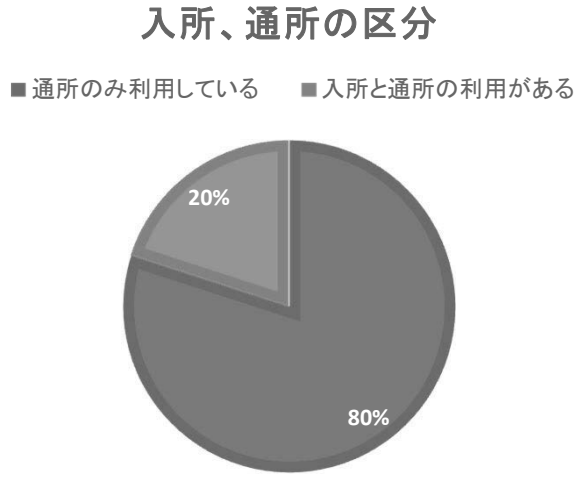

利用者の通所の状況について

利用者全員が通所を自粛もしくは自宅待機している	3
利用者の一部が通所している	2
利用者の一部が通所を自粛もしくは自宅待機している	17
利用者の半数程度が通所を自粛もしくは自宅待機している	8
通常どおり通所の受入をしている	5
計	35

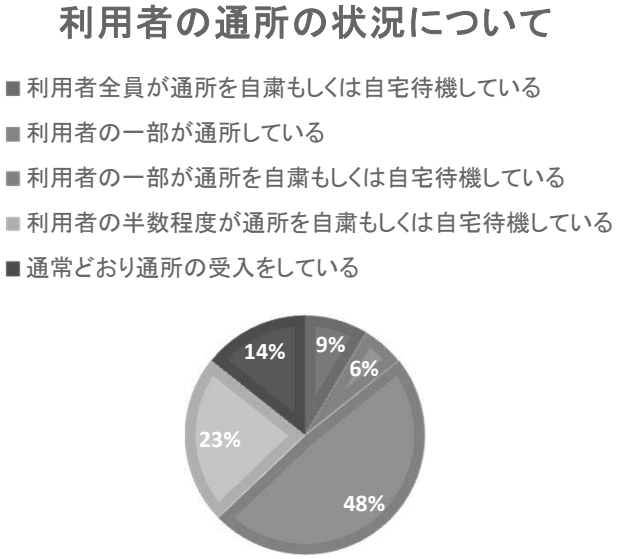

生産活動の継続状況について（複数回答可）

職員が作業に従事して生産活動を継続している	4
受注を断った	2
利用者が作業に従事して生産活動を継続している	1
生産活動を停止した	1
受注を断った;カフェを臨時休業とし、請負作業を一部継続して実施	1
喫茶店舗を休業した。	1
受注先からの仕事が減少のため、通所している利用者だけで生産活動を継続しているが、時間を持て余している。	1
計	11

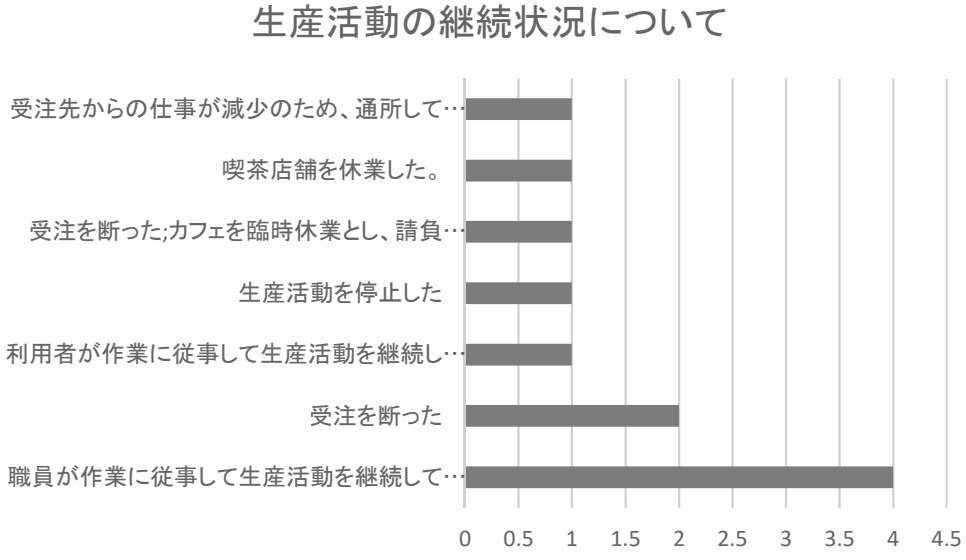

ご意見等何かありましたら記載下さい

コロナ関連で減少した収入の何割かでも保障して頂きたいです。
グループホームも持っていますが、他法人事業所の安易な休止で困ってます。感染防止対策をしながら事業継続するのが業界の求められる使命だと思います。自分の施設だけ守られれば良いと言うのは違うと思います。しかも厚労省通知で電話かければ利用料収入が入るとなると、利用者さんのことをどこまで考えているのか疑問です。
通常の業務プラス感染防止対策プラス緊急事態宣言対応で開所は継続しているものの業務は何倍も増えている。
生産活動の中で特に飲食事業の影響が大きいです。生産活動の一環である事からお店単独として休業補償の対象とならず、何かしらの補助を検討頂けると助かります。
公共交通機関を利用して通所している利用者が7割ほどいるので、在宅者に対しての支援が、より弾力的に認めて頂いて、サービス提供報酬に反映されるのなら、閉所も検討したい。
工賃の維持が難しくなってきました。不安があります。
コロナ感染防止対策の影響で、受注(下請け作業は受注が無くなったところも何か所かあります)や販売先が減少していますが、現状での収入減額の予想は難しく、今後収入面への影響はより大きくなると思われます。
社会生活を維持するうえで必要な施設として自粛を要請しないのであれば、必要な物資の優先的配分や職員への処遇改善を求めたい。
感染拡大の防止策として、喫茶の店舗は閉めざるを得ない。グループホームなど複数のサービスを利用している利用者が多数利用されているので、グループホームやグループホームから他の事業所に通所する方への感染防止を視野に入れる必要があり、命や健康、影響の度合いを考慮すると利用者に通所を控えていただく事もやむを得ない。
緊急事態宣言が延長された場合、自宅での支援を希望する利用者については、在宅での支援を行うことを検討しています。
利用者さんを2グループに分けて時間差出勤を行い、交通機関やロッカー内での濃厚接触の機関を減らす対応を実施中。
行政へ在宅支援の確認を行い、通所を自粛している方への支援を実施しています。

令和２年　５月２２日

社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
会長　篠原　正治　様

新型ウイルス感染対策について提言

神奈川県心身障害児者父母の会連盟
代表理事　石橋　吉章

日頃、当会に対して多大なるご支援に感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は、主として①３密と②外出自粛です。
この過程で、医療従事者の間で「誰に人工呼吸器を配分すべきか」というルール作りの議論が始まっていることに、私たち障害者並びに家族は大変な危機感を抱いています。優生思想につながる障害を理由とした命の選別があってはなりません。また、障害児者とそり家族の行動変容を大きく変えることは大変に難しい。一日の行動の変更、マスクの着用、手洗いなどなど

新しいウイルスによる感染症拡大防止策は、神奈川ビジョンをもとに①新しいウイルスによる感染症情報の察知、②検査体制の確立、③検査に伴う隔離体制の確立、④その上で最小限の自粛＝動かしながら抑制、⑤検査結果、情報の速やかな周知等と次のことを織り込んで策定して下さい。

1　いかなる状況においても第三者による命の選別を行わないこと。
2　重症化に対応できるよう人工呼吸器の増産と確保、集中治療室の増設（増床）
3　医療的ケアを必要とする児者や難病患者への感染予防対策上、必要とする物質の確保と確実な配給（手指消毒用アルコール水、マスク、防護服など）
4　医療的ケアを必要とする児者や難病患者及び福祉の現場が常時必要とする衛生材料の確保と確実な配給（人工呼吸器に使う精製水、消毒用アルコール、マスク、滅菌不織布ガーゼ、医療用具など）
5　障害児者を持つ家庭で親が感染した場合の福祉と医療が連携した障害児者の介護・支援体制
6　長引く休校・障害者通所施設休業・障害者短期入所閉鎖等に伴う在宅生活での介護支援体制の確保、学習の支援
7.　入所施設で感染が発生した場合、施設内での隔離や治療となるための医療や介護の応援体
8　感染者に関わる医療、看護、介護に当たる人々とその家族の安全安心のための保障（保育を必要とされる乳幼児保護体制、感染した時の保障等）や報酬上の評価
9　感染者に関わる医療、看護、介護に当たる人々の心のケア（PTSD に近い症状が報告されている。）
10　長引く休校に伴う在宅学習での閉塞・孤立感を軽減するために定期的な ICT を用いた家庭面談等、特別支援教育に特化した在宅学習環境の整備
11　長引く休校に伴う在宅学習での閉塞・孤立感を軽減するために特別支援学校の臨機応変な開放
12　就労支援事業の受注作業や外部派遣が激減し利用者が混乱への仕事の安定確保と財政支援

以上

【コロナウイルス感染拡大についての要望】

神奈川県自閉症協会提出

（1）学校休校中に家庭で行う学習への具体的な支援をお願いします。

課題の準備やスケジュール作成が家庭だけだと行き詰まりを感じます。また、可能であれば登校日の設定や学校施設を一部開放するなどストレスを緩和するための方法を考えてください。その際には感染予防だけでなく障がい特性にも十分な配慮をしてください。

（2）休校中の対応として、訪問や電話・メールなどの様々な手段で、学校が本人や保護者の困り感や家庭内虐待に対してきめ細やかな支援を行なうよう通達してください。

家族だけの閉鎖的空間で長く過ごすことになると、外出も療育もままならぬストレスから母子共に精神的に追い込まれ、ネグレクトなどの虐待が起きないか心配です。

（3）学校生活や職場・家庭生活等で ASD の人が感染防止を徹底できるよう、衛生管理に関わる指導・支援を徹底し、その内容を家族と共有してください。

「手を石鹸で洗う」「マスクをする」「咳やくしゃみをする時、口を覆うか、せめて下を向く」「人のものを食べない」など時間がかかっても諦めずに家庭と協力して取得させるべきスキルであると今回の騒動で痛感しました。また就労支援事業所で、利用者・職員ともにマスクを着用するルールになり、感覚過敏のためにマスクを着用できなかったため、結果在宅支援という形になってしまったケースがありました。

（4）本人のストレスを緩和するため、休校中も時間を区切って学校施設を開放してください。

休校で外出自粛のため運動不足で太り、筋力が衰えてきた人もいます。自粛期間が長期になるかと思うと、ASD の人の生活が単調化し健康面・精神面に支障が出てきます。

（5）障がい児者の日中活動支援を集団一斉型で行う現在の形を変えてください。こうした緊急時に個別訪問型の日中活動支援があれば、三密の環境を作らずに済みます。今回厚労省から就労支援系の障害福祉サービス事業所に出された、「通常提供しているサービスと同等な報酬請求が可能となる支援内容」は、生活リズムの維持・管理、在宅における活動内容のアドバイス、就労に必要な知識や能力の向上に資する支援、学習課題ですが、各障害サービス事業所が常時もこのような在宅における支援を個別に提供してくださるよう検討してください。

（6）サービス利用計画に、災害時や緊急時のクライシス・プランの作成を義務付けてください。

今回のような緊急時には通常利用している障害福祉サービスの多くが利用自粛を行い、サービスが縮小した部分はすべて家族が負担することになります。親が持病を持っていたり高齢だったりする場合もあるため、緊急時のクライシスプランを普段から作成してください。

（7）障がい児者家庭内で親が感染した場合、福祉と医療が連携して、一時的に濃厚接触者である障がい児者を介護してくれるようなシステムを構築し、今後同じような感染症が発生した際に保護者が安心できるような体制を整備してください。

東京都杉並区では、再編のため閉園した保育園の建物を活用し、新型コロナウイルス対策で、障害者や高齢者を預かる臨時の宿泊施設を６月より設けると発表しました。感染した人が身内の心配をせず、安心して治療に専念できる態勢にしたいということです。

（8）多くの事業所で、短期入所・日中一時支援等の一時預かりや、送迎・余暇支援を行うサービスが中止になりましたが、こうしたストレスフルな時こそ、そうしたサービスを提供できるような体制作りを行ってください。また、休校中の学校開放同様、こうした時に利用できる自宅以外の施設（スペース）もストレス緩和のために有効です。

現在の障害福祉サービスは、本人とその家族の緊急事態に対応することはできても、社会全体の緊急事態には対応できないことが今回判明しました。緊急時に求められる支援は、そのほとんどを家庭内で家族が背負っているのが現状です。

（9）「禁止事項」による本人の混乱を最小限にするための「災害時・緊急時の ASD の人に対する支援スキル」を、県の行う「強度行動障害支援者養成研修」のカリキュラムに盛り込んでください。

首都圏の緊急事態宣言を受けて、グループホームに居住する利用者の自宅帰宅・通所・移動支援を含む一切の外出が禁止されました。しかし、日中何もすることがない時間は、ASD の人にとっては大変苦痛であり、不安定になった利用者に対応する支援スキルを職員が持っていない場合には、自傷・他害・破壊行動・多動等の行動障がいが表われる場合があります。

（１０）就労支援事業所に需要の安定した仕事を発注してください。現在、受注作業や外部派遣が激減し、利用者が混乱しています。

感染予防のため、外部から受注していた仕事（清掃、ポスティングなど）がなくなった事業所があります。そのためこれまで事業所の中で仕事をしていた利用者に加えて、外部で作業していた利用者も同じの建物の中で過ごしています。普段と違う状況に、利用者は混乱し職員は疲弊しています。新たな感染も心配です。食べ物を製品化している事業所（パン、クッキー、ケーキ等）は、訪問販売やイベントが無くなって、作っても売れない状況が続いています。このままでは工賃が支払えず運営に影響が出る可能性があります。

（１１）福祉の現場に感染防止に必要な医療用具を支給してください。

消毒液や事業所職員のマスクがありません。キッチンペーパーとホチキスで手作りして使用している事業所もあります。

（１２）普段福祉サービスを利用していない一般就労の障がい者の緊急時における在宅生活支援が、就労継続支援事業における国の指針に準じて行われるように整備してください。

障害福祉サービス事業所は、利用自粛しながらも開所している場合が多いので、学齢期の ASD の人のいる家庭より、親の負担は軽くなっています。ただ企業系（一般就労、特例子会社）は、テレワークの推奨にあわせて、自宅待機になっているところが多いようです。障がいのある人のテレワークは困難で、電話や訪問による支援が必要です。

（１３）感染防止のために、児童生徒や利用者を分けて同じ時間帯に少人数の利用を行った特別支援学校や通所施設がありましたが、「午前だけ」「午後だけ」という利用だと、一日単位のスケジュールで安定していた ASD の人は混乱するため、曜日で分けるなどして、利用する日の一日単位のスケジュールが変わらないようにしてください。またなるべく変更をせずに、通常通りに近いスケジュールを立ててください。

通学している支援校から、午前が小中学部、午後が高等部という分け方で登校するよう指示され、午後から学校が始まるということが理解できずに、一日も通学することができなかったASDの人がいました。また支援学校で、休校続きの中で登校日に登校させたところ、普段の日とまったく違うやり方（いつもと違う昇降口から入るように指示され、各教室ではなく体育館に一堂に集めて一斉指導）だったので混乱し、その後通学することができなくなったケースもありました。非常時の通学通所の方針をASDの人の障がい特性を踏まえて慎重に立ててください。

（１４）家庭内で提供できる余暇メニューのマニュアルを専門家の意見を交えて作成してください。

通常行っている余暇活動が全てできなくなってしまい、いつになったら始まるか本人に伝えることができず、困っている家庭が増えています。

（１５）知的障がい者やASDの人にわかるような事態収束のスケジュール（緊急事態宣言による休校・閉所が解除される日の目安等）を提示してください。

いつこの状況が終わるのか先の見通しが持てず、不安定になっているASDの人が多く、先の見えない事について答えを求めてくるので、家族はどう答えて良いのか苦労しています。（コロナウィルス関連情報のテロップとしてテレビに流れるＬ字画面がいつ終わるか、コロナウイルスはいつ収束するか等の質問）また、学校や通所施設等がいつから始まるのかわからないことで本人は大きく混乱しています。

以上

その他の取り組み

【市町村社協部会】

「新型コロナウイルス対応に関する緊急アンケート」を実施。

①実施目的

新型コロナウイルス感染症との関係で、市町村社協の事業・活動、組織運営にどのような影響が出ているか、また、それに対するそれぞれの市町村社協での取り組み状況、工夫等の把握と情報共有を図りました。

②主な質問内容

1,社協（センター）の開館状況について

2,社協（センター）の事業実施上の当面の対応について

3,社協（センター）の利用制限や、おもだった主催イベント、研修、会議等事業の中止・延期・縮小の状況

4,社協（センター）の組織体制上の対応状況

5,社協（センター）来館者への感染防止の配慮や工夫

6,社協（センター）職員への感染防止の配慮や工夫

7,介護保険事業等の利用者・家族、スタッフへの感染防止の配慮や工夫

8,全体を通して、今後の事業・運営における悩みや課題、支援の必要性

③回答数

33 社協

【第２種正会員・第３種正会員連絡協議会】

「第２種正会員・第３種正会員　新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート」を実施。

また、このアンケート調査の結果を受け、コロナ禍での団体活動に対する助成を実施。

①主な質問内容

1,団体活動への影響について

2,団体の会員や関係者（サービス利用者含む）等からの新型コロナウィルスによる生活面での影響や不安の声等と団体での対応について

3, 行政や関係機関・団体等への要望事項について

②回答数

62 団体中、46 団体

【ともしびショップ】

「ともしびショップ　新型コロナウィルス感染拡大防止にかかわるアンケート」を実施。

また、アンケート調査の結果を受け、コロナ禍におけるショップ運営や活動に対する助成を実施。

①主な質問内容

1,営業状況について

2,当事者の活動状況や活動できないことによる困りごとについて

3,売り上げの減少による困りごとについて

4,補助金について

5,県社協への要望等について

②回答数

40 店舗中、38 店舗

本会に寄せられた提言・意見書

(2) 令和２年度課題把握調査票に基づく各団体からの提言

経営者部会・課題別検討委員会（人材確保）

○提言とその背景、現状

Q1 社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

保育や高齢、障がい等の福祉分野における福祉人材の課題は制度面、施設運営の面、財源等、様々な要因があり、課題解決にむけた取組は、総合的な視点から多様多種の機関・関係者が横断的に連携できる仕組みが必要である。

Q2 Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

少子高齢化にともなう労働（就業）人口の低下。その一方で核家族、共働き家庭の増加等のライフスタイルの変化にともない、保育や福祉・介護ニーズの増加が見込まれている。

Q3 Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

経営者部会に人材確保に関する課題別検討委員会を設置。福祉人材センター等の委員会に現場や施設経営者のニーズが反映されるよう委員が参加している。

○提言の実現に向けて

Q4 Q1の提言に向けて

（1）制度・施策として求めることをご記入ください。

誰もが自らサービスを選択、契約による利用ができるように、様々な業界から、こどもや高齢分野等の事業へ参入が進んだが、利益率の低迷に撤退、地域における福祉サービスにも格差が生じている。最後のセーフティネットである福祉サービスの継続は「人材」の確保、育成、定着は欠かせず、法人施設だけの「人材」と捉えず、地域のセーフティネットである「人財」と捉えて、行政各部局の考え方の相違を解消し、制度・施策を分野・担当の部局をこえて活用できる仕組みを求めたい。

（2）貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

福祉分野の仕事を志す人の離職を防ぐために、定着するための働きやすい環境整備、研修の充実や管理職層のコミュニケーション能力の強化等、現場の職員の声を生かした取り組み

（3）部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

児童、保育、障がい、高齢分野の縦割り、自治体や地域によって取り組みが分断されている。
全ての福祉分野（児童、保育、障がい、高齢）における施策が横断的につながることで、効果的な取り組みが期待できる

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5 社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

「人材の課題＝確保」だけではなく、例えば、施設事業所を種別（児童や高齢、障がい等）ではなく、保育・介護等を合築した複合施設運営ができることで、対象者を限定せず、福祉サービスを利用できたり、多世代交流等による福祉への理解の醸成が期待される。また、看護師や給食調理の職員らが介護・保育双方の施設で働ければ、貴重な人材を有効に集約できる可能性もある。
そのような複合施設を単に増やすだけではなく、地域の状況に応じて既存施設の活用（転換）も可能とする新たな基準づくりができるように、「子どもからお年寄りまで、誰もが福祉サービスを必要とする際に利用できること」を目指した横断的な福祉施策を進めることが、これからの神奈川の福祉に不可欠である。地産地消のように、福祉分野においても、その地域の状況に応じて、好循環がうまれる仕組みを自治体が先導役となって事業者と一緒に取り組む発想がほしい。

Q6 県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

県社協の役割として、福祉的な課題を様々な視点から解決策を検討できる場を、福祉施設関係者だけでなく、他分野の専門家や住民等も入れて取り組めることに期待している。

経営者部会・課題別検討委員会（公益的な取組）

○提言とその背景、現状

Q1 社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

社会福祉法人が分野の垣根をこえて連携し、地域の課題に即した取り組みへの積極的な評価、推進。

Q2 Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

社会福祉法人の公益的な取組の責務が明記されたことを受けて、これまでの活動を更に進化させるべく法人施設内で評価、位置づける法人がある一方で、一部に十分に理解されていない法人もある。

Q3 Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

経営者部会に公益な取組の委員会を設置。全会員法人にむけた調査、調査結果をもとにした情報発信の仕組みづくりに取り組む。

○提言の実現に向けて

Q4 Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

社会福祉法人の地域における公益的な取組は、法人施設が所有する「ひと・もの・場・ネットワーク等」を提供することで、地域とつながり、協働して課題解決を図れる可能性を持っている。こうした理解や情報が十分に広がり、自治体（行政）にも評価（認識）されることで、率先して取り組む法人が増えることが期待できる。

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

個々の法人施設の発信には限界があり、部会でPRするためのホームページを作製。会員はモデル事例や連携したい法人の情報の共有できるとともに、自治体や住民が法人施設の活動を検索できるように、情報の発信に取り組む。

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

社会福祉法人の公益的な取組は、行政機関や一般住民等への認知度や社会的な評価が高まっていないため。

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5 社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

介護や保育分野など、これまで表に出にくかったニーズが社会化されて、それを支えるために様々な業種から参入されて裾野は広がった。その一方で、家族や地域が担っていた機能は低下し、複雑な課題、困難ケースに対応できる社会的なセーフティネットに、自治体などによって地域間格差が生じている。これからの10年に、「福祉の空白地域」が生じないための点検、指導を神奈川県が先導していくことを期待したい。

Q6 県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

単体では地域における公益的な取組が難しい小規模法人でも、志を同じくする法人や、地域住民と連携してできることで責務を果たせることもある。このような連携を生み出すためのモデルづくり、情報共有、発信の役割に期待する。

経営者部会・課題別検討委員会（災害）

○提言とその背景、現状

Q1 社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

政令市も含めた県内の広域的な災害時の福祉支援・協力体制づくりを求めたい。

Q2 Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

神奈川は政令市、中核市が混在しており、災害時の福祉分野の公的活動と民間活動の緊急支援や、継続的な支援体制について、横断的に検討できる場がない。

Q3 Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

経営者部会に災害に関する委員会を設置。

○提言の実現に向けて

Q4 Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

個々の法人施設、民間活動には限界がある。地区や市区町村等の地域において、行政、自治会、防災関係者、福祉関係者等が災害に強いシステムと地域計画を立てるとともに、県内で相互に支援協力、連携ができる仕組みを求めたい

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

社会福祉施設等におけるBCP（事業継続計画）や、災害時の防災マニュアルの作成や再点検を各法人で実施するための研修や情報提供、災害時の法人施設間の相互支援の在りかた等を求める意見があり、必要性を感じている。また、災害時における社会福祉施設等におけるBCP（事業継続計画）に、感染症に対する内容も検討する必要性を痛感している。

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

災害には行政や他分野の団体との調整、協力が不可欠であり、また自治体の単位を越えて広域的な連携が必要である。

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5 社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

平時から周辺市町村間の協力体制や、同時に被災する可能性が低い市町村間の連携体制（例えば、相模原市の被災に西湘方面の市町村が対応）を県内で進めるなど、神奈川特有の事情に即した政策を取ることが喫緊の課題であると考える。

Q6 県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

県社協は福祉分野関係者を代表する立場として、神奈川県内の災害時相互支援体制が政令市・中核市も含めて築けるようにリーダーシップを図っていただきたい。

児童福祉施設協議会

○提言を簡潔にご記入ください

子どもたちの最善の利益を目指して、「社会的養護推進計画」の中でも①施設定員の削減と最終定員数の総量、②一時保護機能を児童養護施設に常設するかどうかなど、優先すべき論点から5県市と継続的に課題・目標を共有していき、県全域の施設間の均衡を図りたいと考えている。

○その背景や現状をご記入ください

施設の小規模化、ケア単位の小規模化は必然の流れではあるが、新しい社会的養育ビジョンにおいて論じられる目標値等の設定が優先されることにより、施設本来の機能が崩壊しかねない事態が想定される。本来の機能を維持しつつ、社会的要請に応えられるよう、行政との連携を図る必要がある。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

2019(平成31)年1月より「社会的養育 10 か年計画」に関する意見交換会を実施している。今後も5県市と課題・目標の共有を図るべく、意見交換会を継続していきたい。

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

児童福祉施設協議会委員会の前の時間を利用し、地域主権戦略委員会を継続的に開催して必要な対応等について議論を深めている。

母子生活支援施設協議会

○提言を簡潔にご記入ください

母子生活支援施設だからこそ、周産期支援の取り組みが必要であり、妥当と考える。

○その背景や現状をご記入ください

児童福祉施設の中で唯一、親子で生活が出来るのが母子生活支援施設である。母と子を一体に、同時の支援が日常的に行われている施設だからこそ、母子関係の構築や児への愛着形成を築く支援ができる。虐待予防・未然に防ぐ役割も在る一方、児の安全のための母子分離の見極めもしやすい。母子分離をしない親子関係の構築が本来の基本の基本である。しかしながら、それぞれの新生児が抱える特性(飲み方・睡眠等々)や母親の母乳の出方や産後ケアなどの課題の多い妊婦支援の面では、まだまだ日夜支援に当たる職員の知識が不足している。

よって、専門知識を得ている助産師との連携は、授かった命の大切さを学び、虐待予防の分離しない親子関係を構築していくためにも必要不可欠である。

○提言の実現等に向けて、

行政と協働で進めていきたい取り組み

母子生活支援施設に、すでに配置されている嘱託医と併せての、嘱託助産師若しくは契約助産師の配置の検討を願いたい。母が命の誕生の大切さを学ぶ事も含め、最短でも産後の 1 カ月位は、手厚く支援が出来る関係機関連携・役割分担の仕組みの構築と夜間対応が求められる場合もあり、それに対応する職員配置と夜間対応に伴う深夜手当を願いたい。

制度・施策として求められること

嘱託助産師の配置又は加算

周産期支援を丁寧に実施出来るための職員配置(職員増員)

夜間対応のための深夜手当の確立

○提言に向けた貴部会・協議会・団体、構成員等による取り組みをご記入ください

神奈川県内の施設では現在、周産期支援を実施しているものの、母子生活支援施設定員数の中での職員が昼夜にわたり支援を行っている。2017(平成 29)年度には、県下の職員が1年間かけて産前産後ケアの学習会も実施して来た。まだまだ課題は残るが、母子生活支援施設での周産期支援は意味があり、とても重要な任務であると実感している。

保育協議会
令和2年度県社協政策提言活動

1　保育分野における第三者評価の受審促進

保育分野の第三者評価受審については、全国的に５年に１回の受審が努力義務化されており、受審費用の一部を公定価格の加算（上限１５万円）として認めている。横浜市においては受審が義務化されており、市単独の受審加算制度により実質的な費用負担がなく受審することができる。川崎市についても市単独の受審加算制度がある。しかしながら、神奈川県所管域では受審加算制度がなく、受審率が低い状況にある。

国は２０１９年度までに全ての認可保育所での受審を目指してきたが、未受審の認可保育所も多く見受けられる。昨年度の受審状況を見ると、横浜市１３９件（約１４％）、川崎市５０件（約１４％）、相模原市６件（約４％）、県域２３件（約５％）であり、地域格差が生じている。本会では、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の役割を果たしながら、経営者部会をはじめ会員組織での助成制度を導入しているが、会員以外も含めた全県的な受審を促進するため、県及び市町村行政における第三者評価受審の積極的な働きかけや、独自の受審加算制度の創設について検討していただけるよう提言する。

2　緊急事態を想定した近隣保育所連携体制の確立

今回の新型コロナウイルスに関する影響等を踏まえ、今後は災害時対応や感染症対策等の様々な緊急事態を想定しながら、長期的な視点での近隣保育所連携体制等について検討していくことが必要となっている。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言発令後は、保護者の在宅勤務等に伴って、保育所によっては定員の３割程度の利用に留まり、在宅勤務となる職員も多くなっています。今後は第２波、第３波、地震や風水害なども予想されることから、職員が不足する近隣保育所への応援体制が市町村域において確立されることが求められており、市町村域で保育所の利用状況や在宅勤務職員の状況、災害による施設の状況等を把握しながら、感染や災害が発生していない近隣保育所への応援職員の派遣や職員・園児の受入れ等ができるような仕組みについて検討していただけるよう提言する。

3　９月入学に伴う保育所への影響

国では、秋季入学制度検討ワーキングチームにおいて「９月入学導入」の検討が進められているが、新型コロナウイルスの対応に追われている保育現場で混乱は避けられないと考える。９月入学の影響については、全国保育三団体（別添資料のとおり）がワーキングチームに参考意見として提出したものを保育協議会においても協議し、意見の統一を図りたいと考えている。慎重に検討していただけるよう提言する。

【Ⅰ 調査目的･概要】

神奈川県内の横浜市、川崎市、相模原市の政令 3 市と県域の 4 団体（※1）が実施した「特別養護老人ホーム実態調査」の結果をもとに、神奈川県社会福祉協議会老人福祉施設協議会に介護報酬改定対応プロジェクト会議を設置し、検討を重ね共通の課題等に関する項目を中心にまとめた。本資料は「2019 年度 神奈川県特別養護老人ホーム実態調査 報告書」から要点を抽出した概要版のため、報告書本体とあわせて、県内特養の実態把握に活用していただきたい（報告書本体とは異なる図表を一部含んでいる）。

地域	配布件数	回収件数	回収率	分析件数	分析可能率
横浜市	142施設	114施設	80.3%	112施設	78.9%
川崎市	53施設	43施設	81.1%	41施設	77.4%
相模原市	44施設	44施設	100.0%	41施設	93.2%
神奈川県域	144施設	88施設	61.6%	82施設	56.9%
合計	383施設	289施設	75.5%	276施設	72.0%

※1：横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会、川崎市社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会、神奈川県高齢者福祉施設協議会
※2：県域団体のデータが含まれていない図表（【政令 3 市のみ】と記載）が報告書の一部に含まれている。

【Ⅱ 神奈川県内における特別養護老人ホームの経営状況と課題】

・県内特養の内、32.25%（89 施設／276 施設）、従来型は 42.76%（62 施設／145 施設）が赤字経営
・地域密着型特養や定員 50 名未満の小規模特養の経営の厳しさが顕著

【Ⅲ 利用者にとってより良いサービスを提供するための3つの提案】

1 介護現場の実態を考慮した職員配置基準とそれに見合った介護報酬の改定

職員配置が手厚い施設（1.7～2.0）の方が利用率、収支差額率が高い。また、職員配置が手厚くても、収支差額率や労働分配率を意識しながら可能な限り職員へ還元している施設が多い。

【図表:【政令 3 市のみ】介護･看護配置基準別集計(3:1 基準)】

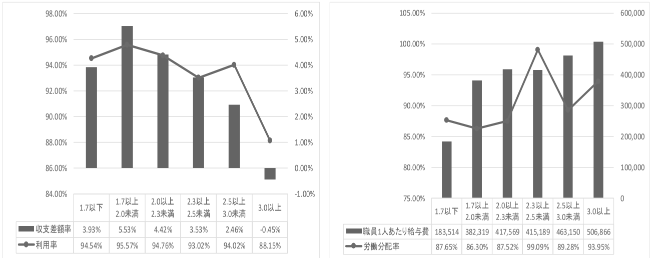

「平成 30 年度 介護従事者処遇状況等調査（厚生労働省）」の結果と比較すると、基本給では、従来型が約 2 万円、ユニット型が約 1 万円高い水準である。大都市部において人材を確保するためには、この程度の賃金水準にせざるを得ない状況と推察される。

【図表:【政令 3 市のみ】勤続年数別の賃金の状況(居室形態別:従来型)】

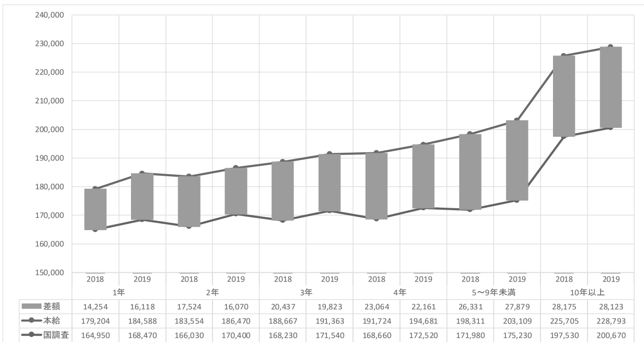

【提言に向けたキーワード】
・特養機能に見合った介護報酬の現状維持もしくはプラス改定
・介護・看護配置 3:1 基準の見直し・緩和
・介護ロボット・ICT 化のさらなる補助金制度創設の検討
・職員定着に見合う報酬・加算評価の適正化

2 特養機能強化に向けた加算算定を後押しできるような要件緩和(加算報酬)

栄養や口腔ケアに係る各種加算を取得している施設の方が概ね本入所の利用率、収支差額率が高い傾向を示した。

【図表:【政令 3 市のみ】加算取得別の収支差額率と利用率】

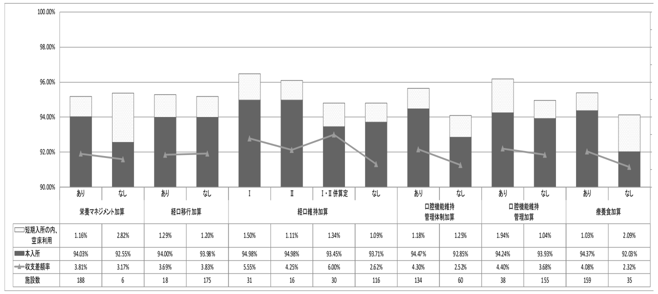

「排せつ支援加算」や「褥瘡マネジメント加算」は要件を満たすのが難しく、事務負担が大きいため、加算を取得している施設は少ない。

介護・看護配置基準が手厚い施設（1.7～2.0）の方が特養機能「重度化対応」「看取り・医療対応強化」を強化する主な加算の取得割合が相対的に高い。

【図表:【政令 3 市のみ】加算の取得状況(介護･看護配置基準別集計)】

加算項目	2018年度(H30年度)	1.7以上	1.7以上 2.0未満	2.0以上 2.3未満	2.3以上 2.5未満	2.5以上 3.0未満	3.0以上
施設数	194	14	48	47	25	41	19
日常生活継続支援加算	80.41%	92.86%	87.50%	80.85%	72.00%	75.61%	73.68%
排せつ支援加算	9.84%	21.43%	12.77%	6.38%	4.00%	14.63%	0.00%
褥瘡マネジメント加算	24.35%	35.71%	23.40%	21.28%	12.00%	31.71%	26.32%
個別機能訓練加算	38.86%	50.00%	48.94%	42.55%	40.00%	17.07%	42.11%
生活機能向上連携加算	12.37%	21.43%	20.83%	8.51%	12.00%	7.32%	5.26%
栄養マネジメント加算	96.91%	92.86%	95.83%	97.87%	96.00%	100.00%	94.74%
低栄養リスク改善加算	8.81%	0.00%	10.64%	8.51%	4.00%	17.07%	0.00%
再入所時栄養連携加算	8.81%	14.29%	14.89%	8.51%	8.00%	2.44%	5.26%
看取り介護加算(Ⅰ)	55.15%	50.00%	52.08%	57.45%	64.00%	56.10%	47.37%
看取り介護加算(Ⅱ)	14.95%	21.43%	22.92%	14.89%	4.00%	12.20%	10.53%
配置医師緊急時対応加算	11.86%	21.43%	16.67%	8.51%	0.00%	14.63%	10.53%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	93.30%	100.00%	95.83%	93.62%	96.00%	92.68%	78.95%

【提言に向けたキーワード】
・取組成果（アウトカム）や現場負担に見合った加算単価の適正化（妥当性）
・加算要件の緩和（「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における事務負担軽減の取り組みと合わせて）
・アウトカム評価によるインセンティブの強化

3 “真の待機者”の実態を踏まえた施設整備計画への反映

「施設の体制や職員配置等が理由で、受け入れられない」状況が深刻化しており、職員不足により、社会資源が十分に活用できていない。

【図表:空床の理由】

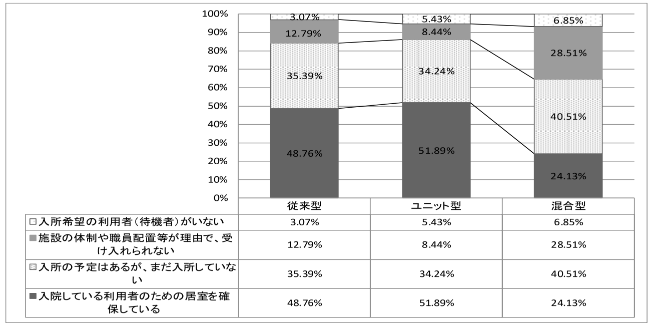

待機者の多くは従来型を希望していることがうかがえる。低所得者層が費用負担の高さなどを理由に、ユニット型への申込控えが表れている。

【図表:【政令 3 市のみ】待機者の状況】

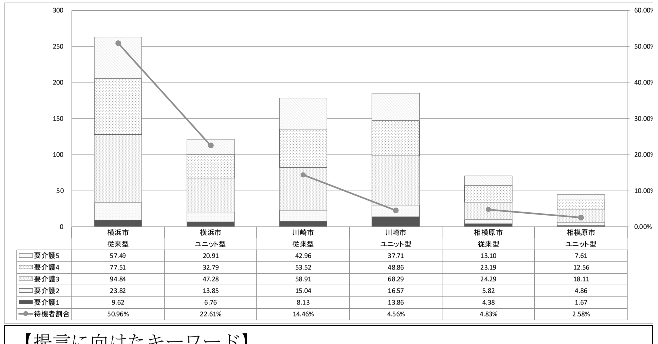

【提言に向けたキーワード】
・“真の待機者”の実態把握と減少している要因・対策に向けた検討
（実態を踏まえた次期介護保険事業計画の策定、入所要件の要介護度 3 以上の再検討）
・施設整備計画の柔軟な運用と多様化の推進
（例：混合型の許認可、小規模特養・既存施設の増床促進、短期入所の本入所転換の促進、定員の削減など）
・大規模修繕や建て替え費用の補助金制度創設の検討

©Kawahara Business Management Group

障害福祉施設協議会
令和2年度県社協政策提言活動

〇提言とその背景、現状

Ｑ１　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

① 福祉人材の確保、育成、定着について
② 福祉介護職員処遇改善事業について
③ 障害者総合支援法の就労継続支援事業、就労移行支援事業について
④ 高齢障害者 65 歳の介護保険優先問題について
⑤ 地域生活サポート事業について
⑥ 入所施設の機能充実について
⑦ グループホーム運営費補助事業の充実、体験型グループホームの創設について
⑧ 官公需の障害福祉事業所への優先発注について
⑨ かながわ災害福祉広域支援ネットワークについて
⑩ 神奈川県社会福祉センターへの移転に向けて
⑪ 最重度知的障害と重度の身体障害や強度の自閉的傾向を併せ持つ方、頻回に発生する難治性てんかんを有する方たちが親亡き後、安心して生活できる場、支援の場の拡充を願います。
⑫ 地域移行の為の移動手段の増加
⑬ 大雨や地震の際の避難生活やライフラインの確保
⑭ 医療機関における行動障害を伴う重度知的障害者に対する受入体制の充実

Ｑ２　Ｑ１のもととなっている背景、現状をご記入ください。

① 少子高齢化による労働人口の減少、福祉を目指す学生の減少を考えると、福祉現場を支えるマンパワーの確保、育成、定着は事業継続の根本的な問題です。人材不足により支援を現状通り提供できなくなるということは、すなわち障がいのあるご本人の不利益に直結してしまいます。障がい分野では、地域によっては就職相談会を開催していますが、全体の動きではありません。もう少し組織的に地域で連携して「福祉の仕事」のやりがい、働き甲斐をアピール、キャンペーンしていく戦略が必要だと思います。高齢、保育の分野では既に行政が民間と共に動いており、独自の助成制度を設けるなどしています。高齢分野では、国策として外国人労働者の受け入れを推進しています。そのような中で障がい分野は官民の連携は弱く、津久井やまゆり園事件の影響もあるかもしれませんし、新型コロナウイルスの影響もあり、求人活動が滞る中、求人サイト、インターンシップ、説明会等の動きも鈍いことが予想されます。障がい分野はイメージアップ活動とさらなる「福祉人材センター」との強い連携を望みます。
② 福祉で働く職員の給与待遇面の向上は、福祉人材の確保、育成、定着の面でも喫緊の課題です。定昇、本俸、手当等の財源は、決まった規模の事業収入だけでは到底増額は見込めません。むしろ報酬単価の制度変更により抑制される傾向があります。その中で唯一予算が増額されているのが処遇改善加算並びに特定処遇改善加算です。しかし、加算額を上回る改善計画が必須であることと、配分する対象職員に条件があることで、法人によっては公平な配分をするために自己資金を持ち出しています。全職種全職員に適正に配分できるように、この条件を緩和して法人の裁量で配分できることを望みます。
③ 就労継続支援事業、就労移行支援事業については、前回の制度改正により報酬体系が成果主義に偏りすぎています。就労支援といえども生活支援、余暇支援等に係るトータルな支援を実施していますので、その分の評価が必要と思われます。特に就労移行支援事業については、前年度の一般就労の定着率により報酬体系が組み立てられており、毎年の就職者の退所後は、年度途中では定員が埋まることは難しいため、たいへん厳しい制度設計になっています。事業者が縮小、廃止することがあれば、すなわち障がいのあるご本人の不利

益に直結してしまいます。事業が継続できる制度設計を望みます。

④ 高齢の知的障がいのある方が、65 歳になると介護保険優先問題が浮上します。厚生労働省の通知では、個別に判断することを指針としていますが、市町村によって対応が違っています。利用者ご本人の希望を第一に、ご本人やご家族に不安を与えないような対応をお願いしたいと思います。

⑤ 県市補助金事業として、神奈川県と市町村の 2/1 協調補助制度になっています。平成 26 年度より交付金化されました。市町村の財政状況によって制度化されている事業メニュー数が違っているため地域格差が生まれています。県市の補助割合を変えることの検討と、予算額に対して無理な職員配置を求める条件等の緩和を望みます。

⑥ 入所施設は地域生活を支える拠点施設の機能を持っています。特に短期入所は緊急対応、レスパイト等の受け皿として重要です。強度行動障害のある方の対応は、グループホームの短期入所では対応は難しいのが現状です。単独型短期入所にかかる県市補助事業として地域生活サポート事業のメニューがありますが、入所施設の短期入所にも対象にしていただきたい。夜勤体制の加算、ユニット加算など生活環境、支援環境の改善を図っている施設に県単の加算を願います。国の加算と重複する部分は削るのではなく、2 階建てで厚くしていただきたい。

⑦ グループホームは、国に先駆けて神奈川県がはじめた「福祉先進県」を象徴する制度です。よって神奈川県のグループホーム運営費補助金は貴重な運営財源になっています。これを引き続き充実していただきたい。また、入所者の地域移行、在宅障がい者の家族からの自立など、いろいろなニーズを叶えるためには体験が必要です。そのためには体験型グループホームの制度創設を願います。現制度は、定員の内数で体験はできますが、埋まってしまうと出来なくなります。よって体験に特化した柔軟的な制度を望みます。

⑧ 官公需の障害福祉事業所への優先発注について
障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注促進の呼びかけを県、市町村、行政関係団体へお願いしたい。調達方針策定及び発注の際には、随意契約を締結するなどの配慮を願いたい。また神奈川県が設置する障害者共同受注窓口組織の有効な活用と同窓口が継続的な運営を行われるようお願いします。

⑨ かながわ災害福祉広域支援ネットワークについては、福祉関係団体で構成されている組織です。連絡網についてはメール機能を活用したネットワークになっていますが、各福祉事業所から県へ被災状況等の報告はすることになっていますが、その集まった情報は一方通行で各福祉事業所にフィードバックされていません。各市町村まではフィードバックされているようです。ついては、災害時に各福祉事業所が近隣で、または広域で連携して助け合うためにも、集約した情報を確認できるシステムを検討してほしいと思います。このような連絡システムが確立されれば、各団体で独自に作成している連絡網等は簡略できる可能性があります。現在、災害時の被災状況報告は、行政、関係団体等の複数から同じような内容の調査が入っています。

⑩ 来年 6 月頃には、新築されている神奈川県社会福祉センターへ、各福祉団体の事務局が移転する予定です。神奈川県社会福祉センターは文字通り、神奈川の福祉の拠点となります。福祉人材が集まり、研修、講演、資格取得のための講習、会議等が活発に行われ、防災の拠点にもなる場所です。ついては事務所賃貸にかかる使用料については、各福祉団体が継続して安定した運営ができるように、「福祉先進県の神奈川県」として特段の配慮をいただき助成願いたいと思います。

⑪ 親の高齢化や疾病に伴い在宅支援が困難となるケースが増加しております。重度訪問介護もありますが、報酬単価が低く事業所は少ないです。障害者支援施設や共同生活援助では、全介助の支援量や緊急医療体制整備等に多く課題があります。重症心身障害児者の認定を受けていても医療型障害児入所施設や医療型短期入所事業所の数は少なく、また常時医療的ケアを要する方等の優先度が高い現状であります。

⑫ 移動手段の選択肢が少ない為、社会参加が減少

⑬ 台風 15 号・19 号の浸水、建物損害、計画運休等による職員の確保の課題（最近は新型コロナウイルスの感染拡大防止）

⑭　個別の障害特性や疾病によって「対応困難である」と治療や入院を断られるケースがある

Ｑ３　Ｑ２の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

①　行政や関係機関へ Q1 や Q2 の内容を報告、相談を行っております。
②　人材不足、支援の向上、意思決定、記録の充実、地域連携、地域貢献、働き方改革、現場はアンバランス感でいっぱいです。どこを向いて仕事をしたら良いでしょう。これからこの仕事を目指してくれる人はいるのでしょうかと不安になります。未熟な職員で申し訳ありません。
③　公共交通機関の積極的な利用（車イス）
④　「孤立しない」「孤立させない」をテーマに県知的障害施設団体連合会、防災対策委員会主催で訓練をした
⑤　別の医療機関を探す

〇提言の実現に向けて

Ｑ４　Ｑ１の提言に向けて

(1)制度・施策として求めることをご記入ください。

①　医療体制の整備や支援の実情にあわせた助成金や加算等の充実です。
②　障害などにとらわれない移動手段の増加による社会参加の増加
③　地区内のネットワーク、地区同士のネットワーク
④　行動障害を伴う重度知的障害者を受け入れた医療機関に対する助成金や診療費加算の充実

(2)貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

①　行政や関係機関へ実態の報告、相談を継続的に行います。
②　車イスでの公共交通機関を利用した外出
③　年１～２回大規模災害訓練を行っていく
④　重度知的障害者が必要な入院治療を受けられるよう、行政や各関係機関に実態の報告、相談を継続的に行う

(3)部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

①　支援現場を視察する等、実情を調査していただき、制度の狭間にいる重度の障害を抱えた方が生きるための保障が得られる環境設備に向かう方策を検討していただきたいです。
②　歩道を拡げる取り組み（歩行車・ベビーカー・車イス・自転車が走行できる幅が必要）
③　防災について、障害者団体だけでなく、高齢分野、児童、医療、教育との協力や比較
④　医療機関において、重度障害者の受入れが困難である実態や理由を行政が調査し、改善に向かう方策を検討してほしい。また受入れを断られた時などの対応について行政に相談窓口を設置して欲しい。

〇これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Ｑ５　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

①　各福祉関係団体の協力、連携がカギになると思います。地域社会に密着して、その地域のニーズに応えるサービスを行うためには、一法人だけでは全てを網羅することは難しいと思います。複合的な生活課題に対しては、複数の法人の強み、特色を活かした連携が不可欠だと思います。
②　医療の進歩に併せ医療的ケアを要する方たちは年々増えておりますので医療機関との連携が強化できるよ

うな体制の構築を進めていただきたいです。

③ 社会参加をふつうにしていく事、制度外の動きへの柔軟な対応

④ 想定よりも急速に進んでいる少子高齢化に対する備え、東京オリンピック後の経済の失速にどう弱者を支援するか

⑤ 特に障害者施設における高齢化が全国的に課題として挙がっていますので、医療機関と連携が強化できるような体制の構築を進めて欲しい

Ｑ６　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Ｑ５の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

① 神奈川県社会福祉協議会は、神奈川の福祉の拠点だと思います。県社協さんの役割として、人材を確保、つなげて育成する機能と場所、各福祉団体が結集して顔が見える関係で活動できる場所、各福祉団体の活動を後援、支援する機能、現場の課題を発信し提言していく機能、行政及び関係団体との連携を円滑にする機能を期待します。

② 神奈川県における福祉サービスの実態を適切に把握し、政策提言や理解促進のための発信を継続していただきたいです

③ 高齢者、外国人住民、貧困、引きこもり世帯の方にとってやさしい暮らし、安心安全な生活が送れるよう支援

④ 神奈川県における福祉サービスの実態を適切に把握して、政策提言や理解促進のための発信を継続してほしい

社会就労センター協議会

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

- 就労継続支援B型の報酬単価の見直し。

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

- 平均工賃月額による報酬体系になり、多くの事業所が減収となっている。また、地域によっては送迎車を利用しないと通所できず、作業時間の確保が難しい事業所もあり、地域での格差が出てきている。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

- 共同受注窓口との連携。
- 革新的な取り組みを行っている事業所への見学会。
- 制度や製品などについての研修会。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

- 月額平均だけでなく時給ベースでの報酬単価の見直し。
- 障害者優先調達推進法の更なる推進。

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

- 地域と連携した共同社会の実現。
- 工賃平均3万円を目指して、企業とタイアップできる仕事の確保。

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

- 研修会の充実
- 企業とタイアップしていくためのコンサルティング
- 平成30年度神奈川県内の就労系事業所のA型85事業所の85％、B型485事業所の57％が社会福祉法人以外の運営となっています。安定した経営や部会の運営の観点から会員資格について再考をしてよいかと思います。

更生福祉施設協議会

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

①障害を持つ受刑者(累犯障害者)が安定した地域生活をするため、更生保護施設から障害福祉サービスの自立訓練宿泊型施設の連携による長期的な支援プログラムを実施する施策が必要。
②他の問題を抱える刑務所出所者等に対し、福祉支援体制の整備の取り組みが必要と考える。
③厚生労働省は、社会保障審議会　生活困窮者自立支援及び生活保護部会　報告書(平成29年12月15日)における提言を受けて、保護施設(救護施設、更生施設等)施設体系について関係者の意見も十分に聴いた上で更に検討することとなっています。そのため、救護施設、更生施設は存亡の危機に立たされており、現状のまま継続できるよう支援を要望する。

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

①受刑者で障害を持っていることや能力的な問題により、短期間で生活の場と就労の場を持つことが難しい者、長期的支援を必要とする者がいる。
・更生保護施設で本人の問題性の更生と福祉サービスを利用するための準備期間が実際必要。自立訓練宿泊型等で障害特性のアセスメントと個別プログラムを作成ができるとよりよい手厚い支援ができると思う。
・グループホームに移行することがあるが、受け手側にリスクと空き状況で円滑な移行が難しいことがある。
②福祉施設は障害者をサポートする支援体制はあるものの、刑務所出所者等の福祉支援になると拒否的な対応をする施設(医療面も同様)が多く、刑務所出所者等の受け皿確保に繋がっていない現状がある。
③生活困窮者自立支援法および生活保護法の見直しに向けて2017年5月に設置された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(以下、部会とする)では、両制度にかかわるさまざまな論点について議論が交わされ、同年12月15日にその報告書が公表された。中でも、議論の柱のひとつに捉えられた「居宅支援の強化」では、〝いわゆる「貧困ビジネス」の存在〟として、「無料低額宿泊所等のあり方」とともに、救護施設、更生施設を含む「保護施設のあり方」について課題の提起と提言が行われました。保護施設のあり方については、2004年12月の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書において「保護施設の在り方」として提言されましたが、この報告書に基づく保護施設の制度上の見直しは行われず、保護施設の体系や基本的性格は今日まで大きく変更されていない。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

①更生施設との連携や移管の実施。グループホームや定着支援センターとの連携。
②横浜保護観察所と連携しながら、更生保護制度について理解を深めてもらう研修の開催。協議会へ神奈川県地域定着支援センターのオブザーバー参加により、課題共有、情報交換等を行っている。刑務所出所者等の対象者に対して理解のある福祉施設との連絡会を設けることで、受け皿の確保を目指す。
③更生福祉施設協議会会員の救護施設や更生施設は、関係団体を通じて要望を国等へ提出している。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

・受刑者の更生意欲を本人の望む地域生活との連動。結果、再犯の防止につながることを求める。
・刑務所出所者等の受け皿となる体制作り。
「保護施設のあり方」の検討は、5年ごとに行われる生活保護法の改正に合わせて実施が見込まれ、調査⇒検討会⇒審議会の報告書をもって法改正の運びとなり、その間、保護施設の必要性を訴えていきたい。

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

①グループホームと相談支援事業所の開所ができれば、自立訓練宿泊型の代用で上記支援の実施ができると思っている。更生保護施設から相談支援事業所が関わることで、グループホームでも継続した支援と個別のプログラムで支援をすることを検討している。
②行政や社会全体に保護施設の必要性を訴えて行ければと考える。

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

・上記の更生保護施設と自立訓練宿泊型(もしくはグループホーム)の連携が図れれば生活の場の確保にはなる。今度は障害福祉サービスの通所事業と運動性も視野に入れるが、高齢者・障害者職業センターも絡め本人の働く場や、働く力のアセスメントの場を増やし、多面的に支援することを視野に入れたい。
・各福祉施設に対して更生保護の制度に対する理解を深める働きかけ。
・保護施設は、利用者の支援だけではなく今まで培ったノウハウを活かし、地域社会の福祉施設としての機能や役割が果たせるよう他種別、他分野等と協働して取り組みを考えていきたい。

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

今現在もそうだが、本来は療育手帳を持つことができる人でも、その機会がなく福祉にたどり着けなかった人がいる。障害手帳にかからない「生きづらさ」を抱えている人がいる。そういった人もしくは健常者の中でも、もっと福祉が身近で利用できるものになっていってほしいと思う。

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

全体的なマネジメントや良い活動をしている団体や事業を評価する立場であってほしい。
政策提言への協力要請が出た際に、毎年更生協の委員会等で意見が出ている、こういった要望についての提出先からの回答をもらう仕組みができないか、要望先と提出した要望について話し合いをする場を県社協が設けるなどを、検討していただきたい。

介護老人保健施設協議会

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

・日本の高所得者とその他（中.低所得者）との収入格差が大きくなっている、国としてこれを是正する必要がある。社会福祉、社会保障は制度として十分に機能していない。収入格差が大きくなり、中間所得層が低所得層になり、大企業の一人勝ちになっている。
・現行の利用者自費負担金は、食費・日用品費・教養娯楽費・リネン費となっている。食費については管理費・材料費の負担となっているが、設備費・修理費等は含まれていない。また食生活としての食事提供はイベント食、行事食の提供の負担金は施設負担となっており、回数も増えていることから、一定の条件を踏まえて、各施設での自由契約にて食の向上に繋げたい。

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

・少子高齢化社会になって介護保険制度は高齢者にとって有効に機能しているが、しかし、このままでは若年労働者の減少から機能不全に陥る。
・福祉医療機構の調査によれば、164法人対象の結果、赤字法人は40．2%。高齢福祉分野を主体とする法人は収益規模が高いものの、経費負担も高く、比較的厳しい運営環境にある。利用者さんのご理解を社会的な評価を得て、赤字の軽減を図り質の確保にあたりたい。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

・人口減少に対して外国人労働者の移入が必要となるが、日本語教育や導入に必要な費用が多く、公的な補助が必要となる。神奈川県として考えて貰いたい。介護部会としては研修会で検討している。
・食欲のある方は、健康寿命が長いと考えられていることから、管理栄養士中心に食の改善と質の向上を図り、季節的なイベント食、行事食など多彩な食事提供を行う。また管理栄養士により食事指導あるいは、相談、助言を行っている。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

（1）制度・施策として求めることをご記入ください。

・コロナウイルスの感染症対策でも医療費や防疫に費用がかかるので、補助が必要である 施設は密閉した室内で多人数が生活しているので感染の危険が大きい。全面的に面会禁止にしているが、高齢者は平均して基礎疾患を持っているので不安である。感染者がでれば、重症者や死亡者がでる事が予想される。
・食費の値上げ、各施設においての自由契約。（質の改善のための取り組みを評価）

（2）貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

コモンディジズ（有り触れた疾患）に対しては、薬剤を減らし、食物で摂取し個々の免疫力を高め、楽しく食事ができる施設でありたい。

（3）部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

食費の自由契約は慎重に行う必要があるが、社会的に説明のつく料金設定であり、利益を追求するものではない。その取り込みの評価を行うためであり、赤字であっても、食材の低下を防ぐものとして、行政と共に食事の質の向上を目指すものであること。管理栄養士は一人の施設が多いため、職員同士質の向上を共有し、その効果をモニターリングできる仕組みが肝要と考える。

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

高齢障害者がお互いに支え合える環境を構築していく事が肝要に思われる。経済的困窮者も、独居の方も全ての方が他人を支え、社会の一員としての自覚をもって頂き、どのような方でも必要とされる高齢社会の形成が、多くの方を支えあえると考える。

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

高齢福祉に対する各施設の取り組み、情報交換が実施されているが、地区によって取り組みに特色があるため、地区社協の情報があると良い。また、それぞれの施設の取り組みの広報により、県民の理解を広めていく事が肝要と思われる。

市町村社協部会
令和2年度県社協政策提言活動

■提言とその背景、現状

【提言】

地域共生社会の実現にむけて

① 課題に応じた多様な連携・協働の取り組みの推進、県社協会員間の連携・協働の促進（地域福祉に関するすべての関係者に対して）

・ 複雑化・複合化する福祉課題に対して、日常生活圏域を基盤とする見守りや助け合いなどの住民主体の取り組みの促進と、地域福祉に関する関係者が、それぞれの分野や領域を超えて、連携・協働の取り組みを拡充していく必要がある。

・ 社会福祉協議会は地域福祉をすすめる多様な関係者のプラットフォーム機能をもっており、市町村社協は事業を通してその機能の発揮をすすめるとともに、県社協はその多様な会員組織に働きかけ、現在の福祉課題解決にむけた会員間の連携・協働を促進する必要がある。

② 地域づくりにかかわる財源・人員の確保および地域福祉の中核機能を果たす社会福祉協議会の基盤強化（国、県、市町村行政に対して）

・ 地域共生社会の実現にむけて、制度・分野ごとの縦割りを克服し、だれもが地域の課題を自分ごととして捉え、支える側と支えられる側の関係を超えてつながる地域づくりが重要課題となっている。地域づくりは自然発生的に行われるものではなく、住民や関係者への計画的かつ継続的な働きかけと、そのための財源、専門的な人材配置が不可欠である。

・ 住民主体のたすけあいの地域づくりは、社協が組織の使命・理念として取り組んできた地域福祉の推進そのものである。社協が今後もこの地域福祉推進の役割・機能を十分に発揮していくためには、地域づくりに関わる事業の財源や人員体制の確保等、社協組織運営基盤の強化が不可欠である。

③ 県域の役割の明確化と課題に応じた取り組みの推進（県および県社協に対して）

・ さまざまな施策が市町村を主体として展開されるように移行している中で、行政による考え方の違いや地域資源の違い等から、市町村間格差が広がっている現状がある。あらためて県域の役割を明確化するとともに、地域共生社会に向けての県としての方針を示し、市町村への支援を充実していただきたい。

・ 地域共生社会の実現にむけては、各施策の縦割りをいかに超えるかということも命題である。県におかれても県庁内部の連携を図っていただくとともに、地域福祉支援計画にその内容を反映していただきたい。

・ 県社協は市町村域の地域福祉に関する取り組みについて、「かながわの社協指針 2020」の推進を通した市町村社協の実践支援と、各市町村域ごとの多様な連携・協働の促進にむけて県社協会員への働きかけをすすめるとともに、県域・広域の課題を把握し、これに対する関係者との協働による実践を推進していく必要がある。

【背景、現状】

提言①について

- 地域の福祉課題は複雑化・複合化している。それはたとえば、ケアマネが高齢者宅を訪問した際に就労経験がほぼない中高年のひきこもりの問題と遭遇するケースなど、いわゆる“8050 問題”が象徴としてあげられる。こうしたケースにさらに経済的な困窮などの問題が絡むこともある。このような問題に対して、日常生活圏域での住民による見守りやつながりづくりなどの活動の促進と、福祉をはじめ就労や居住支援なども含めた多様な関係者の連携と協働による取り組みが必要となっている。
- 生活困窮者自立支援事業や生活支援体制整備事業、また社会福祉法人の地域貢献の義務化などを受け、フードバンク、子ども食堂、あるいは移動支援、買い物支援、各種相談事業等さまざまな取り組みが、社会福祉法人、企業、生活協同組合等との連携により展開されているものの、まだ一部の地域であったり、一部の関係者の動きにとどまっている状況がある。こうした取り組みの必要性を関係者間で共通認識とし、日常生活圏域から県域まで県内全域に取り組みを拡充していく必要がある。

提言②について

- 地域共生社会にむけては、だれもが地域の課題を自分ごととして考え、支える側と支えられる側の関係を超えてつながる地域づくりが重要課題となっている。そのためには、まず住民との課題共有、地域づくりにかかわる担い手の育成、具体的な取り組みにむけた協議の機会や体制づくり等の取り組みが不可欠である。
- こうした取り組みを計画的に展開するためには、そのためのしくみや方策と専門的な人材が必要である。
- このような住民主体のたすけあいの地域づくりは、そもそも社協が組織の使命・理念として取り組んできた地域福祉の推進そのものと言える。地域共生社会にむけて、社協はより一層その中核的役割を発揮する必要がある。
- 一方、現状の社協においてこの地域づくりに関する事業は、ボランティアセンター事業や地区社協への支援等、ほぼ社協の自主財源で運営されていることが多く、地域づくりにあてられる事業費や人員体制は不安定、かつ市町村間の差が大きい状況となっている。

提言③について

- 県内市町村においては、すでに包括的支援体制の構築にむけた部署の統廃合、創設をおこない、地域福祉計画の改定にも着手するなど、具体的に取り組みをすすめている自治体もあるが、まだ動きのない自治体もある。地域共生社会の実現にむけての具体的な取り組みは市町村主体ですすめることとされており、今後も市町村間格差の広がりが懸念される。特に、町村部等小規模自治体では、限られた社会資源など、各自治体単独では条件が整わず、解決できない課題もある。
- また、住民による支え合い活動と専門機関等との連携による取り組みも不可欠だが、そのための個人情報の取り扱い、考え方の整理については統一の指針がなく、それぞれの現場で模索しながら取り組んでいる現状がある。

■提言の実現にむけて

提言①について

- さまざまな地域福祉に関する関係者が集まる社協という場を活用し、地域共生社会にむけた課題の共有化と課題解決にむけた実践を広げていく必要がある。
- 県社協は多くの領域にわたる会員組織を有しており、会員間の協働を促進していく必要がある。政策提言活動をはじめ、会員協働で取り組むべき地域福祉推進上の課題についてモデル事業を実施するなど、具体的な実践をとおした連携・協働をすすめる必要がある。

提言②について

- 社会福祉協議会は地域福祉推進に関して法的に位置づけられた組織であり、行政と連携して、地域課題解決にむけての住民主体の取り組みと関係者間の連携・協働を促進し、地域共生社会の実現につなげていく役割を負っている。
- 社会福祉協議会がこうした専門性を発揮し、計画的、安定的に組織運営が図れるよう、特に地域づくりにかかわる事業（福祉教育、ボランティアの育成やコーディネート、地区社協等の組織化、住民相互の助け合い活動への支援など）に対する事業、災害時等に備えた事業、およびこれを専門的に担う人材（ボランティアコーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーなど）の人件費について、国、県、市町村に対して財政的支援を求める。

提言③について

- 施策の実施が市町村主体へと移行している中で、地域共生社会にむけた包括的支援体制の構築にむけても、市町村行政によって取り組みにばらつきが見えている。先駆的な取り組みの普及や市町村間の情報共有の場の設定など、県としてのリーダーシップを期待する。
- マイノリティの課題等、市町村域で対応できない課題や市町村間共通の課題等については広域・県域の取り組みが必要となっている。これから改定される県地域福祉支援計画について、県域・広域の地域福祉課題を明示し、事業化につなげていただきたい。

■これからの神奈川の福祉、県社協への期待

※各社協の記載を転記

- 各種課題の把握と提言活動を推進するとともに、県域での連携の観点から、各専門家と市区町村社協が連携できるような活動や、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方に関する、市町村の新たな取り組みに対する支援を期待する。
- 社会福祉協議会を取り巻く状況が変化するなか、地域共生社会における相談事業や介護保険分野における生活支援コーディネーターなど、社協本来の活動が制度化され、より社協の力が求められていると感じる反面、制度を取りまとめる側の行政の意向が優先されることが多く、社協の柔軟性や即応性といった部分が失われていると感じる。これからの制度動向をふまえた、新たな市町村社協の在り方について検討できるような場の設定を期待する。

神奈川県民生委員児童委員部会①

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

・新しい生活様式における地域活動活性化に向けた横断的検討

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの地域活動が自粛や中止を余儀なくされている
・感染防止を徹底して実施している活動でも、住民に嫌厭されることがあり、活動しにくい状況が続いている
・終息後も、住民の感染対策に関する意識が従前に戻るかは不透明であるが、住民の気持ちを大切にした地域活動のあり方を考えなければならない
・ポストコロナ時代であっても「人とのつながり」「地域の見守り」「居場所」など、人と接することの大切さを周知しつつ、新たなつながりの構築方法（ICTの活動を含む）も模索していく必要がある

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

・各民児協では、徹底した感染予防やその周知、住民の気持ちにできる限り配慮した活動を、試行錯誤しながら進めている

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

（1）制度・施策として求めることをご記入ください。

・地域活動推進に係る行政、関係機関、民生委員児童委員などによる、ポストコロナ時代を見据えた対応等に関する協議の場

（2）貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

・部会や各民事協でできる工夫について協議し対応していく

（3）部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

Q4（1）と同様

○これからの神奈川の地域福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の地域福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

・住民が老若男女かかわらず、役割を持ち、参加できる場所や機会があると良いのではないか

神奈川県民生委員児童委員部会②

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

民生委員児童委員の活動しやすい環境づくり

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

・生活課題が複合化するなか、民生委員児童委員が応じる相談も多様化しており、民生委員児童委員自身が専門的な相談ができるなどの仕組みの必要性が増している。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

・各民児協では、専門的な研修会を開催・受講するなどの研鑽をするほか、多様な専門機関との連携の中で、多様化する相談に対応している。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

・民生委員児童委員がどこに相談したらよいか困るケースについて、ワンストップで相談ができる体制を整える（他県では24時間相談できる仕組みがある自治体がある）。

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

・必要な学びを得られる場の創出や、他機関との連携がしやすい環境を整えていく。

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

Q4（1）と同様

神奈川県民生委員児童委員部会③

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

民生委員児童委員のなり手確保

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

・民生委員児童委員のなり手が慢性的に不足している
・新興住宅地や高齢化が進んだ団地など、地域によっては欠員が常時発生することもある
・高齢になっても働くことが社会的に推進され、民生委員児童委員のなり手の中心であった層の人たちが仕事を持つようになってきている
・民生委員児童委員の定数は増加傾向にあり、社会的には民生委員児童委員の必要性は今後も増すと考えられる

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

・部会では、仕事や介護や子育てをしながらでも民生委員児童委員活動をしやすい環境について検討するため、現状把握調査を実施している
・民生委員児童委員の魅力を発信するため、部会や各民児協による重層的なPR活動を実施している
・現任の民生委員児童委員が、継続して活動できるよう、民児協運営や研修会、民生委員児童委員同士のサポート体制などを工夫している

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

・推薦委員会のあり方や、自治会との関係性、公募の可能性など、地域の事情にあったなり手確保の方法について、県行政等含めて共に検討したい。

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

Q3の内容を引き続き継続していく

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

Q4(1)と同様

神奈川県民生委員児童委員部会④

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

各関係機関における民生委員児童委員の正しい理解の浸透と住民の地域への関心を高める必要

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

・地域共生社会の実現を目指すなか、民生委員児童委員の役割の重要性が増しており、地域の関係機関等との連携・協働の機会はより増加すると考えられる
・地域では、住民の地域への関心度が低くなってきているのではないかと体感する民生委員児童委員は少なくない。自治会加入率の減少や民生委員のなり手不足も、地域への関心度の希薄化が要因と思われる場面も多くある。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

・部会や各民児協では、関係機関や住民に向けた広報ツールの作成などに努めている。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

・地域共生社会の実現や重層的支援体制の構築のため、関係機関のほか住民との意見交換や協議の場を創出したい

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

Q4(1)に向けて検討していく

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

Q4(1)と同様

(N)障害者地域作業所連絡協議会

○提言とその背景、現状

今まで県立施設は、民間施設では対応できない強度行動障害者等の支援施設として役割を果たしてきている。本年度５月に「津久井やまゆり園」の支援実態を検証する第三者委員会での中間報告が出され、今後神奈川県障害者施設施策審議会に「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」が設置する方針とされている。この部会ではただ単に、施設内での支援方針等のみ議論だけ終わるのではなく、発展的に今後の県立施設の役割の再構築すること。

神奈川県自閉症協会

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

自閉症の障がい特性に応じた専門性の高い支援者育成事業を

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

自閉症スペクトラム（ASD）の人には、高い専門性をもった個別支援が必要である。障がい理解や配慮がない等の不適切な支援により、うつ病等の二次障がいを発症したり、引きこもったり、強度行動障害となったりと困難ケースに陥ることが多い。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

教育・福祉・労働はじめ関係部署へ向けた要望書の提出。
人材育成のため、実践を伴う5日間の「自閉症療育者のためのトレーニングセミナー」の開催。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

（1）制度・施策として求めることをご記入ください。

専門家育成が異動により中断されないシステム

（2）貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

分野を超えた連携を図り、困難事例に対応できる専門家育成を要望していきたい。

（3）部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

障がい福祉・療育・教育・労働・医療・司法等と協働しての、専門家育成のための体制作り。

○これからの神奈川の地域福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の地域福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

地域共生社会に向け、啓発促進と、制度のすき間を埋める取組があるとよい。余暇支援の充実（理解ある交流の場・趣味等）や、親の緊急事態時に対応できる支援など。

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

地域包括ケアシステムの構築に向け、専門性を持った支援者として地域に協力して頂きたい。一般的な地域の現状では、支えたいとの気持ちがあっても、障がい理解等が不十分で不安があるため、協力に躊躇することもある。そのため、第三者としてのマンパワーの派遣を期待したい。地域内でコーディネーターや事業等が確立するまで、伴走者として関わってほしい。

神奈川県重症心身障害児(者)を守る会

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

成年後見制度を代替できるような日常生活自立支援事業の拡充を

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

現行の成年後見制度では重度心身障害者に最も必要な身上監護ができない、あるいはされていない

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

昨年(令和元年度)に重心施設に対し、成年後見制度の実態調査を実施

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

日常生活自立支援事業の支援者が施設入所手続等の代理行為もできるように

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

成年後見制度の改正を訴えること、それが実現するまでは運用面での改善を

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

成年後見制度の改正

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

重い障害児者、あるいは支援を必要とする障害児者に、当事者からの申し出がなくても行政や社会の方から支援を提案する

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

日常生活自立支援事業を整備、拡充し、その担い手となっていただきたい

神奈川県福祉施設士会

○提言とその背景、現状

Q1 社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

諸団体との連携強化（地域の学校との連携）

Q2 Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

生活困窮者相談支援事業を展開していくなかで、埋もれている該当者が多く居るように考えられます。例えば、地域の小学校や中学校等との関わりを持つことにより、より多くの課題を解決できるように取り組めると考える。

Q3 Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

県社協のライフサポート事業に会員法人が取り組んでいる中で、市内に3ヶ月に1回ペースにて連絡会を行なっており、その会に地域の中学校の教諭も参加していただけている。そのなかから学校が抱えている生活困窮に関わるような世帯が存在していることに気付くことがあるから、今後とも連携を深め、地域の中でどんな人も穏やかに暮らせる社会を創造できるようにしていく。

○提言の実現に向けて

Q4 Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

福祉と教育との連携強化

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと（あるいは考えていること）をご記入ください。

Q1について考えると連絡会の存在が大きいと考えられる。連絡会には、県社協の担当（ライフサポート）、市社協担当、市生活援護課担当、地域の社会福祉法人、その他諸団体が参加されている。県社協より財務的の支援があるとより有効な取り組みをすることができると考える。

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

Q1においてあるように、学校群との連携がよりとりやすいように、県教育委員会や市教育委員会などに、現場教諭が参加しやすいように助言をしていただきたい。

○これからの神奈川の地域福祉、県社協への期待

Q5 社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の地域福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

地域の多くの人たちが、気付きを多くする取り組みの創造を行っていくことが大切であると考える。今、市町村において地域包括ケアシステム構築が叫ばれ、生活支援・介護予防サービス協議体の設立が進められている。この協議体は、地域の中で暮らしを営んでいる方々が活動している諸団体が中心的に行動し、地域の中で多くの人がその方に合った暮らしが営めるように関わっているといえます。地域の方々の力による地域福祉社会の実現が必要であるといえます。

Q6 県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

地域包括ケアシステムの実現に対し、Q5の地域協議体設立に向けて、市社協が指導的位置づけであり（市町村により場合があるが）、その市町村社協と連携し地域包括ケアシステム構築に向けて助言提言等できると良いと考える。現在も、県社協が生活支援コーディネーター養成研修など取れ組んでいます。より、多くの場面で発信されると良いと思います。

(N)じんかれん

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

精神障害者に対する交通費割引制度の適用の早期実現、神奈中バスの割引制度の実現

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

精神障害者には未だにJRを始め全ての交通機関の割引制度が適用されていない

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

再三にわたり国への請願活動、神奈中バスへの要望提出を県議会にも行っている

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

三障害同一制度の実現

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

衆参両院で請願は通過したので早期実現を求める

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

障害者差別解消法の合理的配慮の義務化を大企業に求める

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

精神障害者が安心して暮らせる社会的生活支援

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

障害者に対する地域社会の理解、支援の輪・場を作る

政策提言委員 ①

○提言とその背景、現状

Q1 社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

移動支援制度を全国一律の制度にし、通学・通勤など個別給付として制度化する

Q2 Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

現状の移動支援制度は、「個別給付」と「「地域生活支援事業」の二本立てで行われています。現制度化の地域生活支援事業では地域間格差を解消する手立てが厳しく自治体の裁量で決定されることから、地域格差がますます生じており真に必要なサービスが使えないという現実がある。特に通学では、地方自治体によってサービス提供に差が生じている。

Q3 Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

綜合福祉部会の提言を受け3年後の見直しで「障害者の社会参加の促進」するため、通勤・通学等に関する移動支援について、関係省庁・関係施策と連携した取り組みを総合的に進めたうえで、障害福祉サービスにおいて通勤・通学に関する訓練の実施や入院中の移動支援の利用について対応を行う必要がある。としたが平成30年度報酬改定でも見直されなかった。令和元年度も厚生労働省に施行3年後の見直しの趣旨に沿って改善するよう要望している。

○提言の実現に向けて

Q4 Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

法律一制度であることから移動支援制度を全国一律の制度とする

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

構成員として、機会があるごとに「個別給付」と位置付けるよう要望していく

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

医療的ケアを要する障害児・者を含めて地域で生活するために地域包括ケアシステム推進と在宅医療の推進のため医療関係者との懇談が必要と考え、その取り組みを進める為にも社会福祉協議会に期待する。

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5 社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

津久井やまゆり園殺傷事件で制定した「ともに生きるかながわ憲章」の普及、啓発にある

Q6 県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

社会福祉協議会は各種会員で構成されているが、この特徴を生かしひとつとなって「ともに生きるかながわ憲章」啓発事業に取り組む。

政策提言委員 ②

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

○社会福祉法人の連携・協働化の促進

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

○ 社会福祉法人は「措置制度」のもと、社会福祉事業の主たる担い手として我が国の社会福祉を支えてきた法人であり、補助金の交付や税制優遇により、安定的な運営を担保されてきたところである。
○ 平成29年10月31日現在、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行い、厚生労働省への提供を行った社会福祉法人は11,488法人。うち9,056（78.8%）法人が社会福祉事業のみを実施している。
○ また、「サービス活動収益」の規模別の法人割合については、全体の約44%が2億円以下となっている。
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/zaihyoupub/aggregate_results.html
○ こうした状況から、公益事業や収益事業を行わない比較的中小規模の法人が多いことが窺え、サービス利用者（支援対象者）の増減が生じると、法人の経営に及ぼす影響が大きくなること推察される。
○ 厚労省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の報告書（令和元年12月13日）が公表された。報告書では、人口動態の変化や社会構造の変化に伴う共同体機能の脆弱化等を背景とした福祉ニーズに応えていくための、社会福祉法人の経営基盤強化策として、社会福祉法人の法人間連携に向けた社会福祉協議会の活用や非営利連携法人制度創設、法人の合併・事業譲渡にかかる環境整備等の考え方が示された。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04399.html
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000032453.pdf
○ これまでは、中規模～大規模の法人については、永続的な経営を目指す手段として、新規事業に手上げするケースが多かったが、小規模の法人については、資金繰りや人材の確保等が難しいことからそうした選択肢を選ぶことが難しい状況にある。また、新規に立ち上げた場合であっても、規模が小さい、あるいはこれまでと同じ種別、サービス内容の事業に留まり、高い収益性は期待できないケースも少なくない。
○ 昨今、そうした小規模の法人から事業譲渡や合併、法人廃止に向けた相談などが徐々に増加して生きている（神奈川県社協における経営相談事業専門相談、当社への問い合わせ等の実績から）。
○ 社会福祉法人は、私財を投じるとともに施策の動向や社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応しながら、我が国の社会福祉の増進に向け取り組んできた法人である。その間培われた実績や専門性は、これからの地域福祉の基盤を支える大切な財産であるとともに、地域福祉活動の中核となる組織として機能していくことが期待される。
○ こうしたことから、今後、特に中小規模の法人を中心に、これまで培ってきた法人の実績・経験を継承しつつ、安定的に経営を続けることができるよう域内の法人の連携・協働の仕組みづくりを進め、利用者保護、サービスの質の担保の観点からも、可能な限り合併・事業譲渡に至らないように支援していく必要がある。
○ また、やむを得ず合併・事業譲渡が生じ、新規法人に事業が移管される場合であっても、円滑な事業継続、安定化を図るための支援体制を整備していく必要がある。

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

（1）制度・施策として求めることをご記入ください。

○　非営利（社会福祉）連携法人制度の創設に向けた各種規制緩和
○　県内の法人間連携を推し進めるための、社会福祉協議会の体制強化・専門性の向上

○これからの神奈川の地域福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の地域福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

○ 人口の構成比が変化し、地域づくりの担い手として期待できる壮年層や青少年層の住民は減少している。また、単身世帯や外国籍の世帯など、これまで以上に人々の暮らし方も多様化しており、これまでのような住民主体での地域づくりだけではない、新たな手法、参画の方法を模索する時期にきている。
○ また、神奈川県の場合、政令指定都市や中核市が混在していることもあり、地域福祉づくりのための資源やサービスに格差が生じている地域も見受けられる。
○ 神奈川県内のどの地域にいても、福祉資源やサービスに等しくアクセスすることができる、そして必要な時に必要な支援を受けることができるようにするためには、同業種間の域を超えた連携・協働の取り組みだけでなく、他産業が持つ特性や資源を活かした新たな地域福祉づくりの手法の開拓、連携・協働の実践を積み上げ、県全体の地域福祉を横断的に底上げしていく必要がある。そのイニシアティブをとる組織（社協、社会福祉法人）の組織力、経営体力を強化していくことが求められる。

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

○ 県内の法人間連携を推し進めるための、社会福祉協議会の体制強化・専門性の向上（Q4に同じ）
・体制強化については、特に、経営者部会を中軸に研修、人材など、特に法人の経営の安定、サービスの質の向上に関連する部署からなる横断的なチームを構成し、一体的な支援を期待したい。
・専門性の向上については、内部職員の研鑽だけでなく、法人の経営的視点をもった外部有識者、事業者等に参画してもらい、連携・協働の構築に向けたきめ細かい支援やコンプライアンスチェック、内部統制への助言指導が円滑に行える仕組みを構築されたい。
・神奈川県においては、地域連携・協働としてライフサポート事業を展開しているところだが、人材確保や災害福祉支援など、規模や種別を問わずさまざまな法人が何らかの形で連携・協働に参画することができるよう、複数法人間連携による地域貢献の手法を開拓し、モデル事業などの先駆的な取り組みを進めていただきたい。
・法人間連携の興味のある中小規模の法人が、相談できる体制を構築して、その地域の市区町村社会福祉協議会との協働により、具体的な連携体制の具体化の支援を行っていただきたい。

神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

○提言とその背景、現状

Q1　社会福祉制度・施策等への提言を簡潔にご記入ください。

単身世帯等の身元保証機能と死後事務支援の公的な仕組みを講じる必要がある

Q2　Q1のもととなっている背景、現状をご記入ください。

単身世帯や地縁・血縁が希薄で保証人等が不在の方が増えている。こうした方々が最後まで尊厳をもって安心した暮らしを支えられる仕組みが必要である。

Q3　Q2の背景、現状に対して、貴部会・協議会・団体、構成員がすでに取り組んでいることをご記入ください。

○身元保証・エンディングサポートに関する調査を行い、実態について把握した。
○県内市町村社協によるあんしんセンター機能拡充の検討会
○県内市町村によるエンディングプランサポートの先駆的な取り組みなど

○提言の実現に向けて

Q4　Q1の提言に向けて

(1) 制度・施策として求めることをご記入ください。

身元保証機能や死後事務支援の低額で利用できる公的な仕組みの構築

(2) 貴部会・協議会・団体、構成員が今後取り組んでいくこと(あるいは考えていること)をご記入ください。

ニーズの把握と、先駆的な事例に関する情報収集と提供、普及啓発

(3) 部会・協議会・団体、構成員の取り組みだけでは対応が難しい、あるいはより効果的な展開が期待できると考える、行政や他種別・他分野の団体と協働で進めていきたい取り組みをご記入ください。

上記の仕組みの構築に関して、社会福祉法人の公益的取り組みによる体制整備や財政的な支援

○これからの神奈川の福祉、県社協への期待

Q5　社会構造の変化、貧困や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える世帯の増加などが進む中、これからの10年、神奈川の福祉はどのような方向で進んでいけば良いと考えますか。

地域共生社会の理念の下、持続可能性のある地域福祉施策に取り組む

Q6　県社協の政策提言活動では、分野・種別を超えた共通課題として「質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成」「地域共生社会の実現、支え合いの地域づくりの推進」をテーマに継続的に課題を把握し、提言への整理、発信に取り組んできましたが、上記Q5の方向の中で、県社協にはどのような役割を期待しますか。

様々な主体が協働できるハブ機能の発揮

第三者評価推進機構
令和2年度県社協政策提言活動

1　福祉サービス第三者評価の受審促進

平成３０年度に県・推進機構・横浜市・川崎市が協働して事業見直しを行い、県全域で共通使用する「標準となる評価基準」を令和元年度より導入している。これに伴い、横浜市では高齢・障害分野での受審料助成制度を令和元年度に導入している。

一方、国においては、平成３０年度より介護保険及び障害福祉サービスにおける利用者への重要事項説明に第三者評価受審の有無等の項目が追加されている。

社会的養護関係施設においては、3年に１回の受審が義務化（措置費の受審加算あり）されており、保育分野では、５年に１回の受審が努力義務化され、受審費用の一部を公定価格の加算（上限１５万円）として認めている。横浜市においては受審が義務化されており、市単独の受審加算制度により実質的な費用負担がなく受審することができる。川崎市についても市単独の受審加算制度がある。

神奈川の受審状況を見ると、国は２０１９年度までに全ての認可保育所での受審を目指してきたが、未受審の認可保育所も多く見受けられる。昨年度の受審状況を見ると、横浜市１３９件（約１４％）、川崎市５０件（約１４％）、相模原市６件（約４％）、県域２３件（約５％）であり、地域格差が生じている。本会では、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の役割を果たしながら、経営者部会をはじめ会員組織での助成制度を導入しているが、会員以外も含めた全県的な受審を促進するため、県及び市町村行政における第三者評価受審の積極的な働きかけや、独自の受審加算制度の創設について検討していただけるよう提言する。

横浜市・川崎市の平成 29 年度実績は、次のとおりです。なお、受審率は、厚労省「平成 29 年社会福祉施設等調査」「平成 29 年度介護サービス施設・事業所調査」結果を参考に算出しています。

＜横浜市＞

・高齢分野　特別養護老人ホーム 3.4%（5/148 施設）
・障害分野　生活介護 0.6%(１/166 事業所)、就労移行支援 1.6%（１/63 事業所)、共同生活援助 1.4%(3/208 事業所)、障害児入所支援（福祉型障害児入所支援施設） 20.0%(1/5 施設)、多機能型事業所１件※
・児童分野　保育 30.7%（198/646 施設）
・保護分野　0%（なし）

＜川崎市＞

・高齢分野　０%（なし）
・障害分野　生活介護 4.9%（3/61 事業所)、就労移行支援 10.3%(3/29 事業所)、就労継続支援Ｂ型 2.4%（1/42 事業所)、施設入所支援 20.0%（１/5 施設）
・児童分野　保育 23.2%（69/298 施設）
・保護分野　０%（なし）

コロナ禍を契機としたこれからの「新たな日常」における
福祉・介護の人材確保・定着・育成のあり方

令和２年９月14日
かながわ福祉人材研修センター

令和２年度は新型コロナ感染症拡大防止のため、年度当初から国及び県の緊急事態宣言等により対面や集合型の面接・面会の個別相談をはじめ、研修・イベントが中止、延期となっている。このような状況のなか、オンラインの活用をはじめ、あらたなツールの活用による方法など、福祉・介護の現場とさまざまな人とのつながりを模索する取り組みが工夫されてきている。

福祉人材センターにおいては、福祉・介護人材の確保・定着・育成の取組みでは、福祉・介護現場の社会化や地域との結びつき、就労支援としての現場での体験等が有効として地域展開も視野に事業に取り組んできた。人材育成においても、福祉研修センターを中心に、職場外研修の有効性や地域密着型の研修のあり方も視野に事業展開を図ってきた。

一方で、今後の「新しい日常」に対応し、福祉人材の確保・定着・育成における「ニュー・ノーマル」、基本の取組み方を構築することが急ぎ求められている。

＊各項目において、前提としての感染症予防のための取組みを行った上での実施することとする。

＜人材確保における新たな取り組み方の確立＞

１．　かながわ福祉人材センターにおける求職者への福祉・介護の仕事紹介のあり方の工夫
　１）　オンラインでの個別相談等の就労支援も含め、対面による相談・情報提供の方法の新たな流れと手順の確認を行う。
　２）　関係機関・団体との連絡調整や福祉の仕事の就労支援につながる仕組みづくりの再構築が急がれる。

２．　福祉・介護の現場における情報発信や求職者等との対面以外のコミュニケーションのあり方の方法・手順の事例の収集と新たなガイドラインの作成
　１）　WEB、オンラインシステムを活用した職場見学、就職相談会などへの参加に向けた技術的支援（求人側）

３．　各福祉施設・事業所並びに法人にむけたオンラインでの情報提供や相互交信ができる環境整備の在り方や業務上のICT化とあわせた環境整備助成の積極的活用や周知について、国や県等の地方自治体からの働きかけ。

＜福祉・介護人材の定着・育成の新たな取り組み方の確立＞

１．　オンラインによる学びと対面・集合型による研修の実施

福祉・介護人材の専門性の向上にむけた取り組みについては、現場での支援と同様止めることはできないものであり、日常のＯＪＴを基本として、感染症対策を踏まえた職場内外のＯＦＦ－ＪＴの活用が欠かせないものである。オンラインによる研修とレポート作成・評価、オンライン研修と対面・集合型という研修目的を踏まえた展開を駆使したハイブリット型研修の実施が求められている。そのため、職場において、階層・職種毎の研修計画の整備とともにオンラインを含む研修の受講環境づくりが求められている。

２．　人材定着のための学びと共有の場づくり

人材の定着に向けては、キャリアパスの構築とともに職務・職能基準に対応した職場外研修を活用して、職務、職種、地域をこえた福祉・介護従事者同士の学び合いの中から、やりがいや専門職としての誇りを発見し、日々の実践に活かしていくことにある。人が人を支援する現場の担い手であるからこそ、お互いに励ましあい学び合い高めあう場が必要であり、より職場から離れること、または身近な地域で集うこと、それぞれの研修展開の特徴を踏まえた場づくりが求められている。

令和２年９月発行

発行　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
総務企画部　企画調整・情報提供担当
〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２　神奈川県社会福祉会館内
TEL　045-311-1423　　FAX　045-312-6302
MAIL　kikaku@knsyk.jp　　URL　http://www.knsyk.jp/

令和２年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞費用）

保険期間１年

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	身体賠償（１名・１事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（１事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（１名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料（掛金）

定員		基本補償（A型）
基本補償（A型）	1～50名	35,000～61,460円
	51～100名	68,270～97,000円
	以降1名～10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償（B型）	基本補償（A型）保険料 ＋	【見舞費用加算】定員１名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
●オプション2 ●医務室の医療事故補償 ●看護師の賠償責任補償
●オプション3 ●借用不動産賠償事故補償
●オプション4 ●クレーム対応サポート補償

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償

❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償

❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-❶、❷の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険）

❶ 施設職員の労災上乗せ補償
●オプション：使用者賠償責任補償

❷ 施設職員の傷害事故補償

❸ 施設職員の感染症罹患事故補償

❹ 雇用慣行賠償補償 NEW

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

（役員賠償責任保険）

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間１年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3 を除きます。）

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667　FAX:03(3581)4763
受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3 を除きます。）

〈SJNK19-14129 2020.2.7 作成〉

令和２年度

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険　検索

全国200万人加入!!　日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

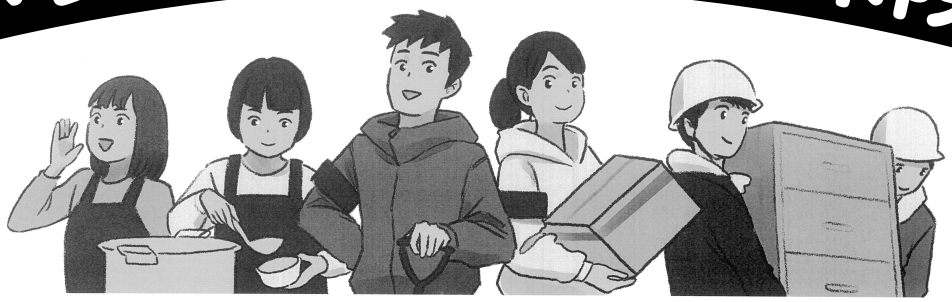

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類＼プラン			基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円（限度額）	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	地震・噴火・津波による死傷		×	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）	
年間保険料			350円	500円

団体割引 20%適用済／過去の損害率による割増引適用

商品パンフレットは
コチラ

（ふくしの保険
ホームページ）

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

送迎サービス補償（傷害保険）

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償！

福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償！

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667　FAX：03（3581）4763
営業時間：平日の 9:30～17:30（12/29～1/3 を除きます。）

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJNK19-12919　2020.2.10 作成〉